

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



平成 26 年 6 月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配をいただき、深く感謝申し上げます。

横浜市は 370 万人市民を擁する大都市であり、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や、都市インフラの老朽化など、多岐にわたる都市課題に直面しています。

こうした状況の中、「国家戦略特区」をはじめとする数々の国家プロジェクトの推進や、「グローバル MICE 戦略都市」、2014 年「東アジア文化都市」への選定、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定は、本市のさらなる発展に向けたチャンスです。

これらのチャンスを存分に活かし、様々な課題を乗り越えていくとともに、「誰もが安心と希望を実感でき、人も企業も輝くことのできる横浜」の実現を目指していきます。さらには、全国の自治体をけん引し、日本全体の課題解決と活力創出に貢献していくため、本提案・要望書では、「MICE の国際競争力強化」、「国際戦略総合特区の活用」などの地域活性化に資する事業や、「保育所待機児童解消」、「生活保護制度の見直し」、「小学校の児童支援専任教諭の定数化」など、社会保障や教育に関する国全体の制度設計について、大都市自治体としての視点から具体的な提案を行っています。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対して特段の御配慮をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

平成 26 年 6 月

横浜市長 林 文子

提案・要望事項

国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化	1
文化芸術施策の強化	3
MICE分野のアジアにおける国際競争力強化	5
地方分権改革の推進	7
「特別自治市」の早期実現	9
社会保障・税番号制度の円滑な導入及び普及	11
市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等	13
待機児童解消及び新制度施行に伴う量的拡充と質の改善	15
防災対策、震災対応の推進	17
居所不明児童対策の強化	21
地方公共団体・地元企業の海外展開支援に向けた制度拡充	23
小学校の児童支援を専任する教員の定数化	25
国家プロジェクトを担う研究機関における環境の充実	27
若者自立支援のための地域若者サポートステーション事業の充実	29
放課後児童健全育成事業の充実	31
自立を促し市民から信頼される生活保護制度への転換と重層的な生活困窮者支援	33
国民健康保険の財政調整機能の見直しの実施及び都道府県単位化における柔軟な制度設計	35
介護保険制度に係る改善	37
子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備	39
地域包括ケアシステムの構築に資する基盤整備	41
パーソナルモビリティの実用化及び燃料電池自動車の普及	43
容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し	45
公共施設の老朽化、防災及び安全対策の推進	47
住宅地の再生に向けた土地利用誘導の実現	51
国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業の受注機会の増大	53
緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充	55
国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備の推進	57
鉄道整備事業の推進	59
横浜港の国際競争力強化及びクルーズ振興に向けた重点的な施策展開	61
首都圏空港の更なる機能強化	63
【巻末】提案・要望事項 府省別一覧	65

国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化 (内閣官房、内閣府)

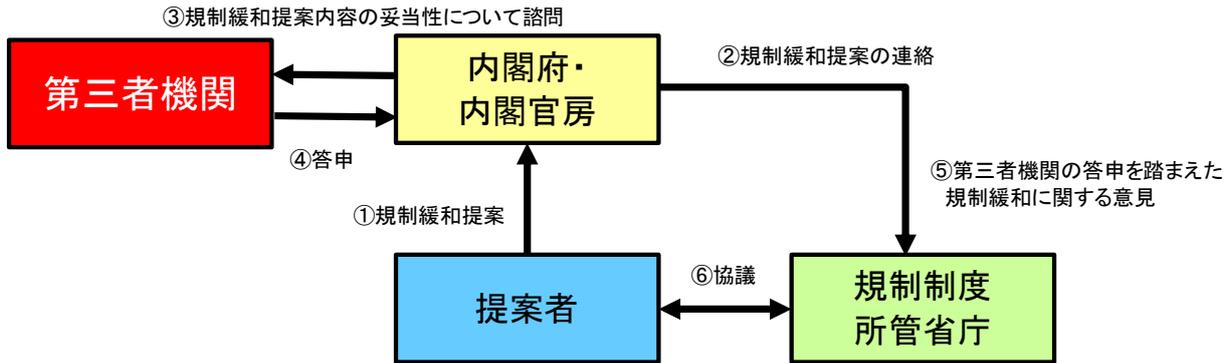
【提案内容】

- 1 医薬品や医療機器の開発に関する**規制の特例措置を促進する仕組みづくり**
- 2 **総合特区推進調整費の柔軟な運用**
 - (1) 総合特区推進調整費を直接指定区域へ交付する制度の創設
 - (2) 複数年にわたる事業について、総合特区推進調整費を年度当初から活用

【提案の背景】

- ・ 医薬品や医療機器の研究開発の事業化及びその早期実現にあたっては、関連する法令等が障壁となる例もあることから、**規制緩和の促進が重要**です。
- ・ しかしながら、規制緩和に向けた関係省庁との協議においては、**提案者である事業者が十分に説明し、議論できないまま、協議を終了するケースも見受けられます**。
- ・ そこで、例えば、規制内容に関する専門的な知識や実務経験を有する**外部有識者**による第三者機関などを設置して、**公平な立場で提案内容を評価し、内閣府を經由して関係省庁へ意見を提示するなど、規制緩和の実現に向けた協議が円滑に行えるような仕組みづくりが必要**です。
- ・ 国際戦略総合特区には、総合特区推進調整費による財政支援がありますが、「各府省の予算を重点的に活用し、不足した場合に各省庁へ移し替えて執行する」ことが前提となっているため、十分に活用できない状況があります。
- ・ 特区で進めている事業には、既存の関係府省の予算制度の枠組みに該当しない事業も多いため、総合特区推進調整費の柔軟な運用等による機動的な財政支援を実現するために、**総合特区推進調整費を直接、指定区域へ交付する制度の創設が必要**です。
- ・ また、複数年にわたる事業には、切れ目のない継続的な支援が必要ですが、総合特区推進調整費は単年度の予算措置で、かつ省庁の予算の活用を前提とした制度のため、年度当初からの活用ができません。そのため、研究開発期間の中断や、人材の流出といった事態が発生しないよう、**総合特区推進調整費を年度当初から活用できるような柔軟な対応が必要**です。

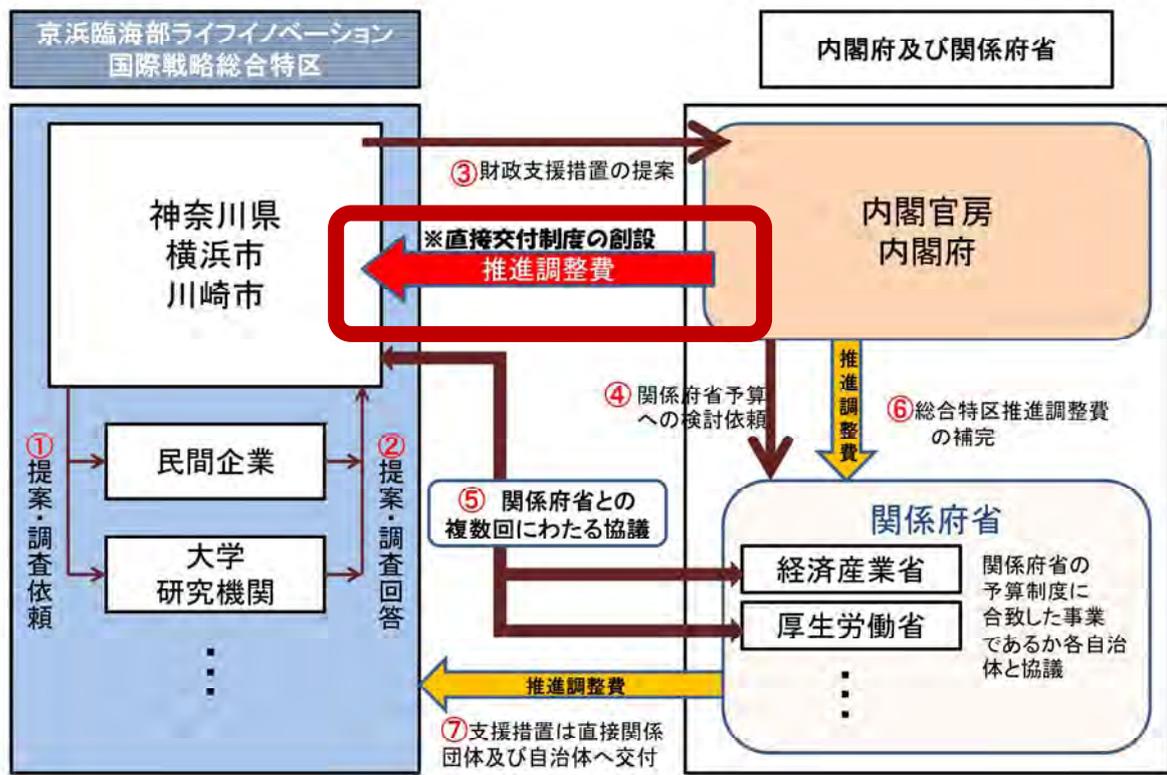
【提案1】規制の特例措置を促進する仕組みづくり（第三者機関の設置等）



【提案2】総合特区推進調整費の柔軟な運用

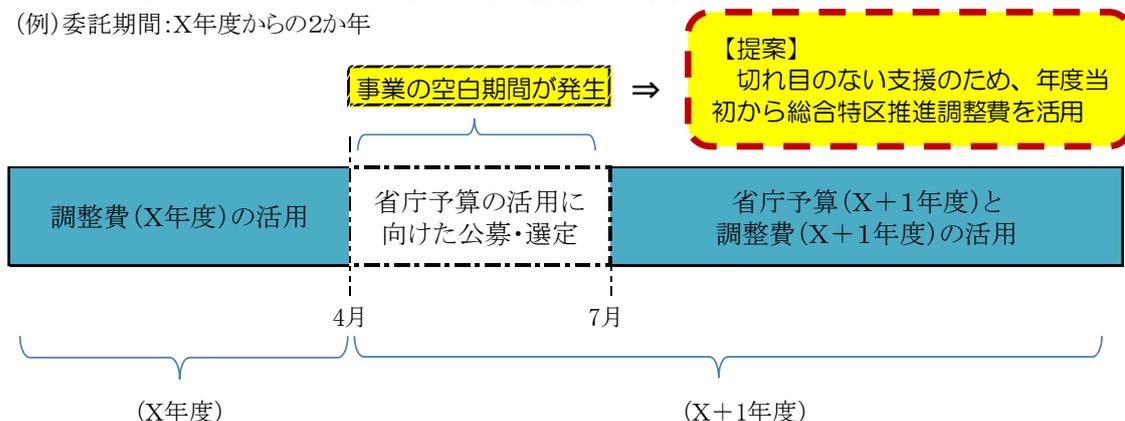
(1) 総合特区推進調整費を直接指定区域へ交付する制度の創設

総合特区制度における財政上の支援措置フロー



(2) 複数年にわたる事業について、総合特区推進調整費を年度当初から活用

(例) 委託期間: X年度からの2か年



文化芸術施策の強化（内閣官房、文部科学省）

【提案内容】

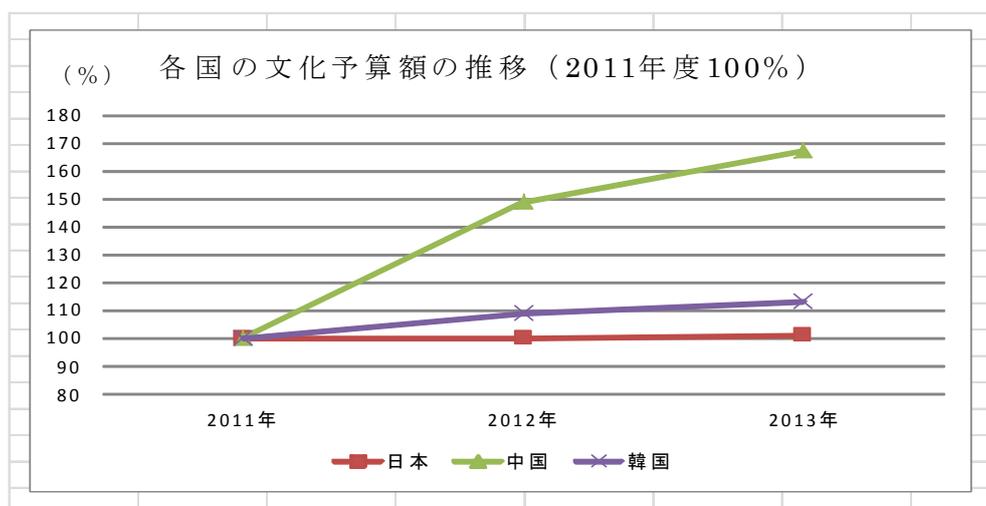
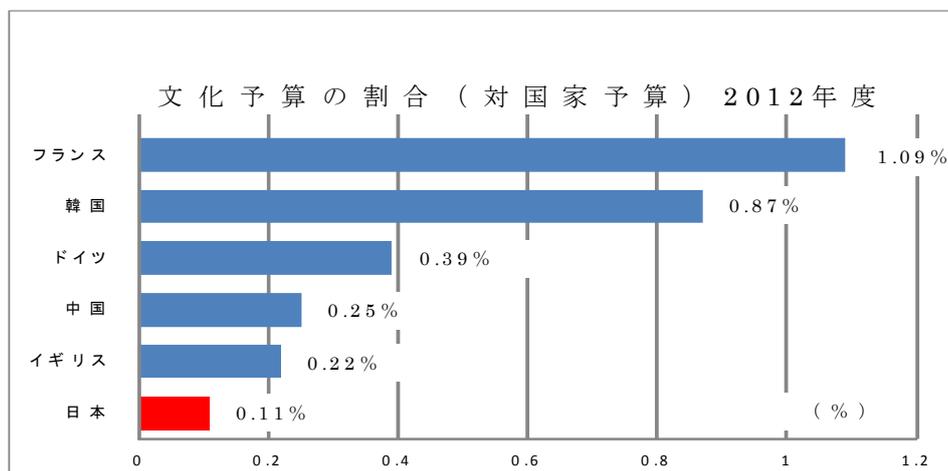
- 1 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」を契機として、首都圏をはじめ、全国での地域の資源・特性を生かした文化芸術施策の取組を促進するため、支援制度の充実など、**国家予算における文化芸術予算の一層の拡充**
- 2 「文化プログラム」を一過性のものとすることなく、文化芸術による将来の日本の活性化を見据えた戦略的な展開をするため、**国をあげた推進体制の確立**

【提案の背景】

- ・文化芸術は、時代や国境を越えた共感によって、人と人とを結びつけるだけでなく、高齢者や障害者の社会参加につながるなど、我が国が抱える**地域課題**に対して、**様々なアプローチ**を示すことができます。
- ・また、文化芸術は、国内の活性化や、諸外国に積極的に発信することにより「世界におけるプレゼンスの向上」につながることから、「**日本の成長戦略**」ととらえることができます。
- ・本市は、「横浜トリエンナーレ」など、他都市に先駆けて行ってきた「**創造都市推進の取組**」や、「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2012」「横浜音祭り2013」など、幅広い市民参加や次世代育成、世界水準の文化芸術の発信、横浜のまちを舞台とすることをコンセプトとした「**横浜芸術アクション事業**」を実施してきました。これを通し、**文化芸術が賑わいの創出・経済の活性化につながるもの**と実感しています。
- ・このような文化芸術の取組を全国的に充実させ、国内の活力につなげるとともに、国と各自治体が両輪となって、国内外に発信し、諸外国との交流を一層図ることで、「**世界の文化交流のハブ**」としての地位を獲得していくべきです。
- ・こうした中、日本の文化予算は諸外国と比較して、決して十分な状況ではなく、**国家予算における文化予算の一層の拡充が必要**です。

- ・本市は、中国の泉州市、韓国の光州広域市とともに「東アジア文化都市」に選定され、取り組んでいます。中国、韓国の文化予算額は、近年上昇傾向にあり、文化芸術への国をあげた戦略的な取組姿勢が伺えます。
- ・オリンピック憲章では、「文化プログラム」の実施について記載されていますが、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」における「文化プログラム」の開催は、文化芸術を強化する絶好のチャンスです。
- ・この機をとらえて、総合的な省庁間の協力や、各自治体間の連携、民間企業も含めたオールジャパンによる、中長期的な文化芸術の推進体制の確立が必要です。

◎ 各国の文化予算について



※（株）野村総合研究所「諸外国の文化政策に関する調査研究報告書」（25年3月）及び文化庁資料をもとに作成

MICE 分野のアジアにおける国際競争力強化 (内閣官房、国土交通省)

【提案内容】

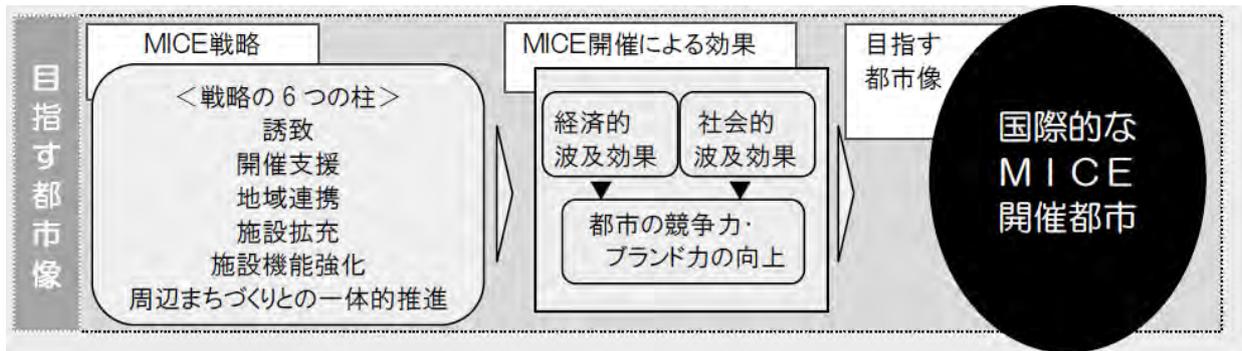
国際競争力のある「グローバル MICE 戦略都市」の実現のため、
国として MICE 施設整備に必要な制度措置の早急な実施

- (1) 「国際競争拠点都市整備事業」の対象事業に MICE 施設整備事業を新規追加
- (2) MICE施設に係る設備投資減税や課税免除措置の導入

【提案の背景】

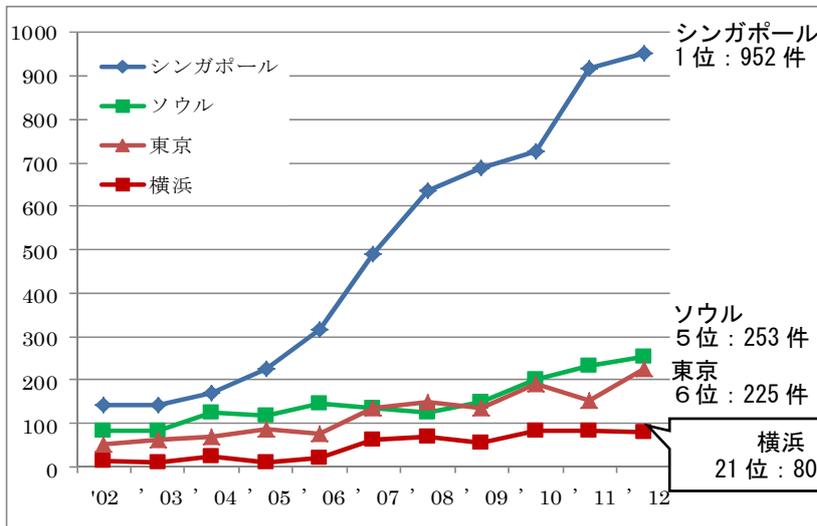
- ・平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略アクションプランにおいて、「2030 年にはアジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築く」ため位置付けられた「グローバル MICE 戦略都市」に、本市は選ばれました。
- ・アジア諸国では、国主導での大規模な MICE 施設整備など、MICE 機能を強化した結果、国際会議開催件数も大幅に増加していますが、日本には MICE 施設の機能拡充に関する国の支援制度がないのが現状です。
- ・日本における MICE 施設は、競合国より早期に整備されたものが多いことから、バンケット施設の不足など、主催者のニーズの変化への対応が不十分なことや、首都圏の MICE 施設は稼働率が高く、予約が取りにくいことなどにより、国際競争力が相対的に低下している状況です。
- ・さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴い、同期間中、都内大型MICE施設は使用できない状況となり、その間の需要を海外に逃がさず国内で対応することが、国際競争力を確保するために必要です。
- ・そこで、豊富なMICE開催実績を誇る、国際会議場・会議センター・展示場・ホテルが一体となった「パシフィコ横浜」を有し、羽田空港からのアクセスも至近である本市において、日本をけん引する国際競争力のあるMICE施設整備が必要であり、特定都市再生緊急整備地域における「国際競争拠点都市整備事業」の対象事業の拡充など、国の施策として、整備に必要な制度措置の早急な実施が必要です。
- ・また、MICE施設の整備等を推進するため、設備投資減税や登録免許税などの課税免除措置等が必要です。

本市がMICE 推進により目指す都市像



アジア諸国の脅威と本市における機会損失の状況

【参考① MICE開催件数の推移と大規模施設】



アジア諸国の大規模施設の例

- ・シンガポール エキスポ
 展示場: 約10万m²
 会議場: 約8千人
- ・韓国(ソウル) コエックス
 展示場: 約3.6万m²
 会議場: 約7千人
- ※日本 パシフィコ横浜
 展示場: 約2万m²
 会議場: 約5千人

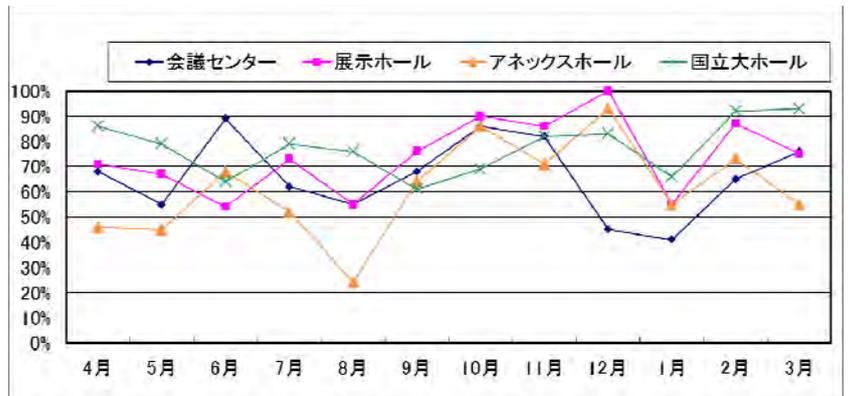
出典: UIA統計

【参考② 機会損失の状況】 ＜パシフィコ横浜問合せ状況＞ (平成25年度実績)

問合せ件数	約3,200件
決定件数	約900件

※年度に問合せがあった件数

【参考③ パシフィコ横浜の月別稼働率】 (25年度実績)



提案の担当/文化観光局観光コンベンション振興部コンベンション振興課施設担当課長

川合 互 TEL 045-671-4262

都市整備局企画部企画課長

大石 龍巳 TEL 045-671-2005

地方分権改革の推進（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省）

【提案内容】

- 1 指定都市への事務・権限の移譲及び国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
- 2 事務・権限の移譲にあたって、指定都市の自主財源の充実強化
- 3 地方法人税の撤廃及び法人住民税への復元

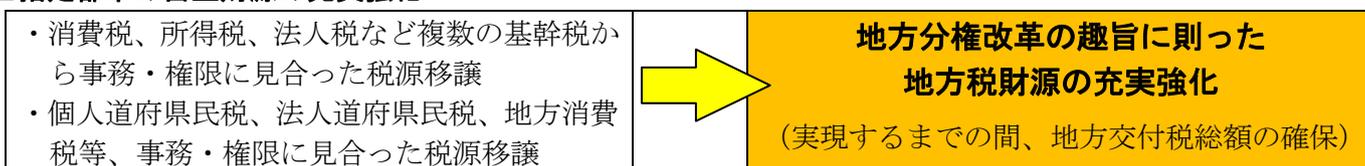
【提案の背景】

- ・ 国におかれましては、4次にわたる地方分権一括法により、道府県から指定都市への権限移譲や国の義務付け・枠付けの見直しを進められてきましたが、十分に行われておらず、更なる見直しが必要です。
- ・ 国、道府県と大都市である指定都市との関係では、現在でも仕事量に見合った税財源配分となっていないという課題があり、国や道府県から指定都市への事務・権限の移譲にあわせて、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。
- ・ それが実現するまでの間は、地方交付税制度を通して地方の財源を確実に保障するため、法定率の引上げ等によって、必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市の財政需要などを踏まえた公平な配分を行うことが必要です。あわせて、負担の先送りである臨時財政対策債の措置は廃止すべきです。
- ・ また、地方の自主的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方債充当対象事業の拡大が必要です。
- ・ なお、指定都市には、既に国・県道管理分として自動車取得税交付金の特例分が上乘せされており、自動車取得税の廃止等にあたり代替財源を必ず確保すべきです。
- ・ 平成26年度税制改正で、地方税を一部国税化して、地方間の税収の調整を行うものとして創設された地方法人税については、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すべきです。
- ・ また、国において法人税の実効税率引下げの議論が行われていますが、仮に引下げ等を行うこととした場合においては、法人住民税が市町村の基幹税目として重要な役割を果たしているものであるため、法人住民税が減収とならないよう制度設計を行うべきです。

■指定都市への事務・権限の移譲及び国の義務付け・枠付けの見直しの主な項目

分野	本市の提案、提案の効果	
私立幼稚園	提案	<ul style="list-style-type: none"> 「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源の移譲
	効果	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育行政と保育行政の一体的な実施により、保育所待機児童対策の継続や子ども・子育て支援新制度への移行を見据えた円滑な対応が可能となる。
都市計画	提案	<ul style="list-style-type: none"> 「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲、「都市計画の軽易な変更」内容を道府県と同様とする措置 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等の決定に際する国への協議、同意の廃止
	効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進や、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理が可能となり、事業期間の短縮につながる。 「都市計画の軽易な変更」における手続の一部を省略することができ、効率的な事務執行が可能となる。
災害対策	提案	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の災害派遣要請権限について、道府県から指定都市へ移譲
	効果	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時等の緊急の場合においても、災害の状況に応じて、直接かつ迅速な自衛隊への派遣要請が可能となる。
空飛ぶ補助金	提案	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援等、国が地方自治体を經由せず民間事業者等へ直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち、中小企業支援等、地域の産業振興等に資するものについては、補助金を指定都市へ交付金化
	効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中小企業等の課題を把握している指定都市が、本市の独自制度と一体的に中小企業等への支援を実施することによって、本市の判断による制度拡充や、申請手続きの簡素化が可能となる。
国が県に設置する基金	提案	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間の延長や、予算の恒常化 基金の造成主体は道府県となっているが、基金の造成を指定都市にも可能にする措置
	効果	<ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用創出事業臨時特例基金や地方消費者行政活性化基金などの基金を財源としている事業は、臨時的、時限的でなく、国の責任において恒常的に実施すべきものであり、予算が恒常化することにより、安定した事業継続が可能となる。 基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取り組みが可能となる。

■指定都市の自主財源の充実強化



■地方債充当対象事業の拡大（例）

- ・基本設計等の施設整備に要する経費
- ・民間事業者による公共施設整備（株式会社による保育所整備など）の補助に要する経費
- ・「公共施設総合管理計画」に位置付けた施設の維持補修に要する経費 など

提案の担当／政策局大都市制度推進室大都市制度推進課地方分権担当課長	五月女 貴	TEL 045-671-2109
財政局財政部財源課長	高澤 和義	TEL 045-671-2185
財政局主税部税制課長	川崎 利雄	TEL 045-671-2188

「特別自治市」の早期実現（内閣府、総務省）

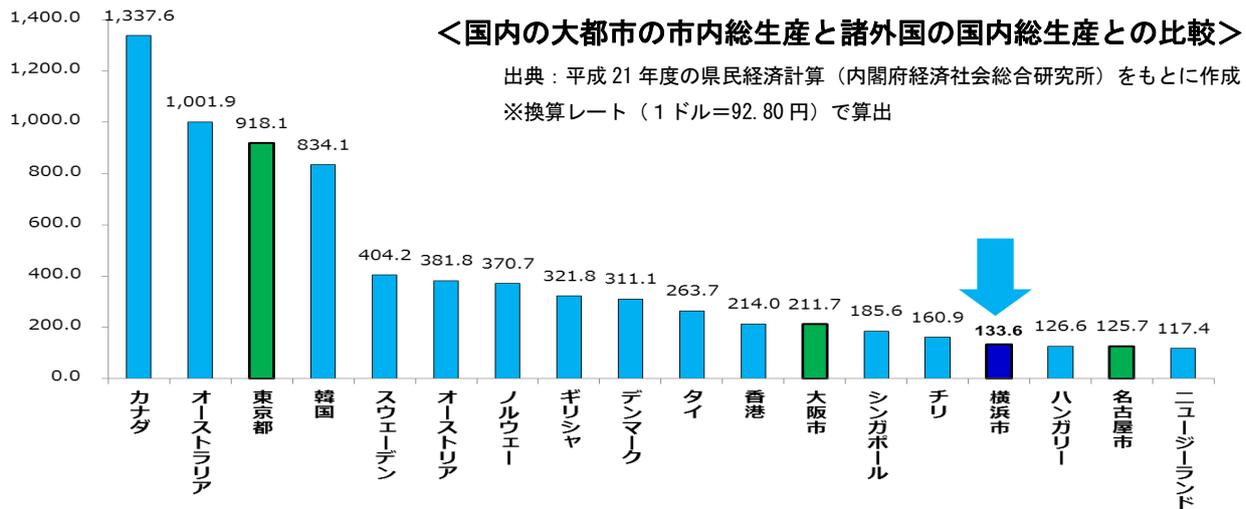
【提案内容】

大都市が能力を十分に発揮して、市民サービスの向上と経済活性化を図るため、新たな大都市制度「特別自治市」の早期実現

【提案の背景】

- ・ 本市は、ハンガリーやニュージーランドなどの一国並みの経済規模を有する大都市として、これまで以上に我が国の経済をけん引する役割を果たす責務があります。
- ・ 現行の指定都市制度は、制度創設から半世紀以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていません。
- ・ 370 万人市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な都市経営を進め、日本経済の成長をけん引していくためには、指定都市制度の抜本的な改革が必要です。
- ・ 本市では、平成 25 年 3 月に、議会との議論を経て、特別自治市制度の基本的考え方を整理した「横浜特別自治市大綱」を策定するとともに、現行制度のもとでも、県との協議の場を設置し、二重行政の解消に向けた協議を進めています。
- ・ 国におかれましては、地方分権第 4 次一括法による道府県から指定都市への権限移譲に引き続き、人口減少社会に的確に対応していく地方行政体制構築の一環として、新たな大都市制度「特別自治市」の早期実現に取り組んでいただくことを提案します。

◆ 一国並みの経済力



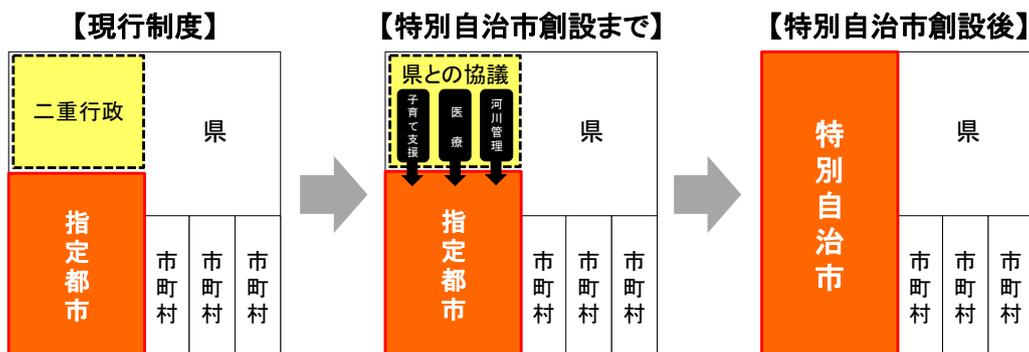
◆ 特別自治市制度創設が求められる背景・必要性



◆ 横浜市が目指す「特別自治市制度」

特別自治市	<ul style="list-style-type: none"> ○現在県が横浜地域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理 ○市域内地方税の全てを賦課徴収 ○県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化 ○特別自治市の自治構造は、市－区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化
--------------	--

- ポイント1** 横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない
- ポイント2** 都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す
- ポイント3** 現行制度のもとでも、県との協議の場を設置し、子育て支援、医療、河川管理など、分野ごとに県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく



社会保障・税番号制度の円滑な導入及び普及 (内閣府、総務省、厚生労働省)

【提案内容】

- 1 地方公共団体における番号制度の円滑導入に向けた支援
 - (1) システム構築・改修等に係る経費の全額国庫負担措置
 - (2) 事務運用の検討に必要な省令及び中間サーバーの要件等の早期提示
 - (3) 大量処理にも対応できる情報システムの構築及び安定稼働
- 2 「個人番号カード」交付・普及に向けた、地方公共団体独自の周知・啓発活動の支援及び「個人番号カード」の国費負担による無料交付の実施
- 3 市民サービスの向上に向けた、地方公共団体の条例による独自利用における柔軟な制度運営等の支援

【提案の背景】

- ・「個人番号カード」の交付・普及及び市民サービスの向上など、社会保障・税番号制度（以下、番号制度）を円滑に実施するためには、国による全国的な制度運営と各地方公共団体による取組の推進の両側面が重要となります。
- ・番号制度は、国による情報基盤整備であるため、必要となるシステム構築・改修等は全額国庫負担によって実施すべきです。
- ・平成 25 年 5 月の番号法成立を受け、本市としても取組を進めていますが、大都市ならではの課題として、システムが大規模であるため対応に時間がかかることに加え、多量の事務処理等への対応が必要となります。番号制度の円滑な導入に向け、省令等の早期提示と共に、中間サーバーのデータレイアウト等の仕様確定や説明会の開催、業務ケースの提示等の具体的な業務内容が想定できる対応が必要です。
- ・370 万人の市民が生活している本市では、住民基本台帳ネットワーク等、国の作成するシステムが本市人口規模に対応できずに、処理遅延が発生し、来庁者をお待たせするなど、複数年に渡り窓口業務に影響が出ています。
- ・そのため、情報提供ネットワーク等においても、本市をはじめとする、大都市の人口規模に対応可能な性能を持ったシステムを構築することが必要です。また、番号制度導入により影響を受ける住民基本台帳ネットワーク

には、これまで以上の負荷が発生するため、**安定稼働のための更なる対策が必要**です。

- ・ 番号制度では、27年10月から全国民への個人番号の通知、28年1月から申請者への「個人番号カード」の交付が予定されています。
- ・ 番号制度による市民サービスの向上や行政の効率化の実現に向けては、「個人番号カード」の普及を促進するため、国及び地方公共団体からの丁寧な周知・啓発並びに国の責任による全国的な利用促進が不可欠です。そのためには、**地方公共団体による独自の周知・啓発に係る経費や、「個人番号カード」の全国民への無料交付実施については、国費負担によって国が責任を持って進める必要があります。**
- ・ 市民サービスの向上を実現するためには、制度の活用が重要であるため、国による「個人番号カード」等の有効な利用方法の開発が必要です。また、**地方公共団体の条例による独自利用において対象となる事務の範囲を明確とする一定の判断基準の提示及び必要となるシステム整備・改修への国費補助が必要**です。

●国のスケジュールと本市の対応

	26年	27年 ▼10月	▼1月 28年	29年 ▼7月
国	省令等の整備		番号通知	「個人番号カード」の交付 番号利用開始 ○社会保障分野 ○税分野 ○災害対策分野
住民基本台帳システム	設計	システム改修	システム連携テスト (情報連携ネットワークシステム対応)	
税・社会保障システム	要件定義・設計	システム改修		
統合利用番号連携システム等	要件定義・設計	システム構築		
周知・啓発	広報等を活用した周知・啓発			
番号利活用	番号制度の利用・活用の検討・対応			

※PIA：特定個人情報保護評価

提案の担当／総務局しごと改革推進部しごと改革推進課長	齊藤 達也	TEL 045-671-2112
総務局 IT 活用推進部 IT 活用推進課長	田島 裕	TEL 045-671-2114
市民局区政支援部窓口サービス課長	緑川 斉	TEL 045-671-3621

市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等 (内閣府、財務省、国土交通省、防衛省)

【提案内容】

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている施設・区域の早期返還
- (2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化に向けた支援等

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還時期が具体的に示された施設の地権者、既存利用者及び周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染対策、工作物処理等の迅速かつ適切な対処
- (4) 上瀬谷通信施設への基幹的防災拠点整備など、国事業の実施及び本市事業に対する支援

3 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

- (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (2) 災害や感染症発生等への適切な対応と情報提供の徹底
- (3) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底

4 池子住宅等建設に関する地元要望の最大限の尊重

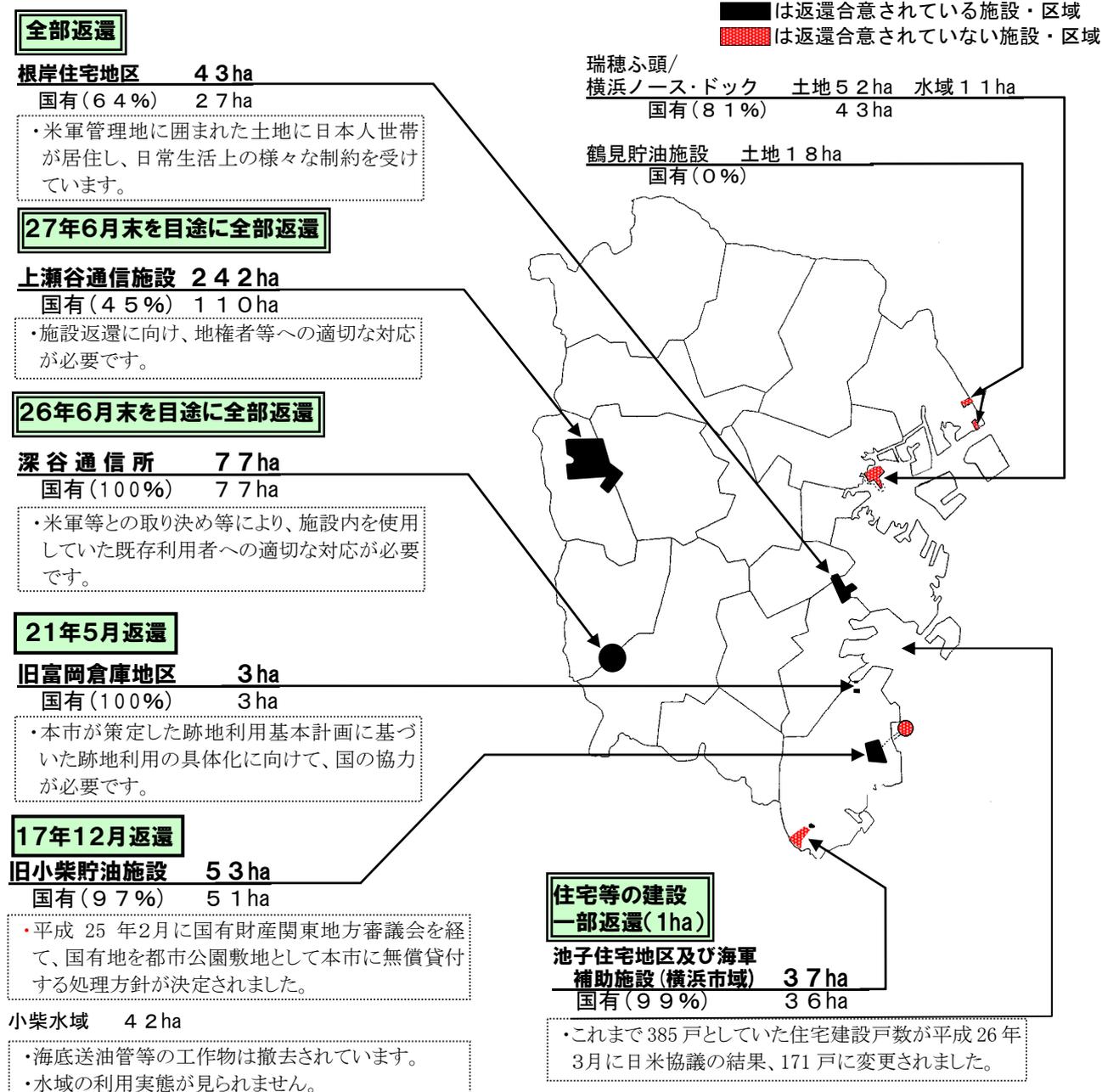
- (1) 自然環境の保全及び施設周辺的生活環境の維持向上
- (2) 地元をはじめ、市民への適時・適切な説明及び情報提供
- (3) 脆弱な周辺道路に与える交通負荷軽減
- (4) 飛び地の利用など、地域まちづくりへの協力

【提案の背景】

- ・平成26年3月に深谷通信所、上瀬谷通信施設の2施設の返還時期が示されましたが、市内にはいまだ他の大都市には例を見ない米軍施設が存在し、長年にわたり都市づくりを進める上での大きな障害となっています。

- ・戦後の接收以降、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用の促進や国有地の処分条件の特段の配慮及び財政的な支援が必要です。
- ・跡地利用を円滑に進めるためにも、上瀬谷通信施設の民有地権者・既存利用者や深谷通信所の既存利用者等への十分な説明と丁寧な対応が必要です。
- ・今後返還される施設についても、返還前から土壌汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じることが必要です。
- ・米軍施設跡地は、首都圏に残された貴重な大規模空間であることから、東日本大震災を踏まえた災害対策にも資するよう活用すべきです。

○横浜市内米軍施設・区域



待機児童解消及び新制度施行に伴う量的拡充と質の改善(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

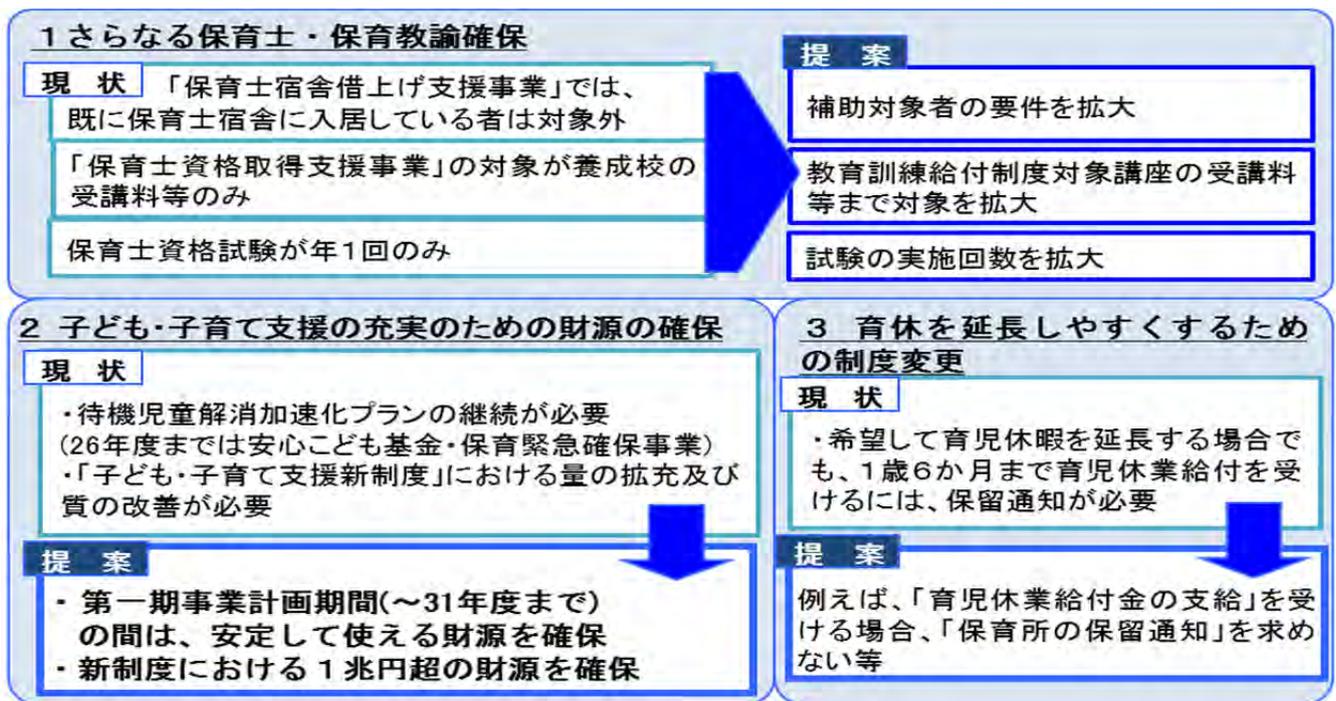
【提案内容】

- 1 **更なる保育士・保育教諭確保のための支援制度の拡充**
 - (1) 待機児童解消加速化プランのメニューを、保育現場の実情に応じた内容に変更
 - (2) 保育士資格試験の実施回数拡大
- 2 **「安心こども基金」と同等の財源を一定期間確保及び子ども・子育て支援の充実のための財源の確保**
 - (1) 第一期事業計画期間(~31年度まで)の間は、安定して使える財源を確保
 - (2) 新制度における1兆円超の財源を確保
- 3 **入所不承諾(保留)通知がなくても、保護者の希望により、1歳6か月まで、育児休業を取得し、育児休業給付が受けられるよう制度を拡充**

【提案の背景】

- ・本市は、ハードとソフトの両面から様々な対策に取り組んできましたが、保育ニーズはますます増大しており、今後も継続して待機児童対策に取り組む必要があります。しかし、短期間で大量の保育施設を整備したことや、首都圏全域での本格的な待機児童対策の取組により、保育士不足に拍車がかかっている状況です。
- ・保育士確保支援策が待機児童解消加速化プランにメニュー化されましたが、採用5年以内の者を補助対象とする「保育士宿舎借上げ支援事業」では、既に保育士宿舎に入居している者は対象外となり、同じ5年以内の場合でも処遇に差が出てしまうため、本市独自の上乗せで補助対象としています。一人でも多くの保育士確保・離職防止のためには、**補助対象者の要件を拡充する必要があります。**
- ・また、「保育士資格取得支援事業」では、補助対象が児童福祉法における養成校の受講料等となっていますが、養成校の入学時期及び設置数が限られているため、年度途中から資格取得を目指す方の支援が難しいなど、効果的な活用が難しい状況です。そこで、**保育士の資格取得を目指す方を支援するため、一般の通信講座も補助対象とすることが必要です。**

- ・ さらに、現在、保育士資格試験は、例年合格率が低いなかで年1回の実施となっています。増加する保育ニーズへの対応や「質の改善」としての保育士配置基準の改善、幼稚園の認定こども園への移行等が進むと、保育士の必要性はさらに高まると見込まれることから、当面の間は、**試験の実施回数を少なくとも年2回～3回に拡大することが必要**です。
- ・ また、待機児童解消加速化プランの財源は、27年度以降の財源が明確に示されておらず、取組期間も29年度までとなっていますが、事業者の参入を促進して、31年度まで増加し続ける見込みの本市の保育ニーズに対応するためには、少なくとも、**第1期事業計画期間（～31年度まで）は、安定した財源を確保できるような制度にすることが必要**です。
- ・ さらに、27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」では、量の拡充だけでなく、**質の改善も十分にされるよう、追加所要額も含めた1兆円超の財源をしっかりと確保することが必要**です。
- ・ 現在の「育児・介護休業法」及び「雇用保険法」では、1歳6か月まで、育児休業を取得し、育児休業給付を受けるには、「保育所入所を希望しているが、入所できない」ことが条件とされています。「仕事を継続しながらも、子どもが小さい時期はできるだけ自分で子育てしたい」保護者の希望をかなえるために、**希望をすれば、1歳6か月まで、育児休業を取得し、育児休業給付が受けられる制度とすることが必要**です。



提案の担当/こども青少年局子育て支援部保育対策課長
こども青少年局子育て支援部保育運営課長
こども青少年局総務部企画調整課子ども・子育て新制度準備担当課長

渋谷 昭子 TEL 045-671-3955
竹田 良雄 TEL 045-671-2365
福嶋 誠也 TEL 045-671-3721

防災対策、震災対応の推進（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）

【提案内容】

- 1 廃棄物処理施設の災害対策の強化に資する整備への循環型社会形成推進交付金の対象拡充
- 2 感震ブレーカー等の設置促進
- 3 本市の放射線対策費用に対する東京電力株式会社の賠償履行に関する国の必要な措置の実施
- 4 災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化
- 5 福祉避難所における設備・備品の整備に対する国の財政支援

【提案の背景】

- 1 廃棄物処理施設の災害対策の強化に資する整備への循環型社会形成推進交付金の対象拡充
 - ・ 平成 25 年 5 月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、地域の核となる廃棄物処理施設については、震災、津波災害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、津波対策を推進し、強靱性を確保することとしています。
 - ・ また、廃棄物処理施設を通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点とするため、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保することも求められています。
 - ・ 本市では人口 370 万人を超える市民、10 万を超える事業所からの一般廃棄物の処理を 4 つの焼却工場で行っていますが、最新の工場でも 10 年以上経過しており、設備の老朽化が進んでいます。また、4 工場のうち処理能力の高い 2 工場と市内唯一の最終処分場は沿岸部に位置しており、震災時には津波による被害が想定されています。さらに、バックアップの為に休止している 1 工場は震災などの非常時には適時必要な補修を行い稼働する計画としています。
 - ・ こうしたことから、積極的な強靱化策、具体的には、既設焼却施設の基幹設備に対する補修、焼却施設や処分場排水処理施設などの津波被害対策、バックアップ焼却工場の再稼働に向けた整備などが必要となります。しかしながら、26 年度の交付金制度では、災害対策は、高効率エネルギー回収に伴う場合にのみ交付対象となっています。

- ・ 災害時において、広域的な視点に立ち、廃棄物処理施設としての能力を維持し、地域の核としての役割を果たすため、既存の焼却施設、処分場排水処理施設等における基幹設備の補修や津波対策など強靱化に資する単独の整備であっても、循環型社会形成推進交付金の対象事業とすることが必要です。

■循環型社会形成推進交付金

※廃棄物処理施設整備への唯一の交付金制度

【現状】

主な交付対象施設・事業

- ・廃棄物処理施設の基幹的設備改修事業
(CO²排出量の3%削減が条件)
- ・エネルギー回収推進施設
- ・最終処分場 等 19 施設・事業

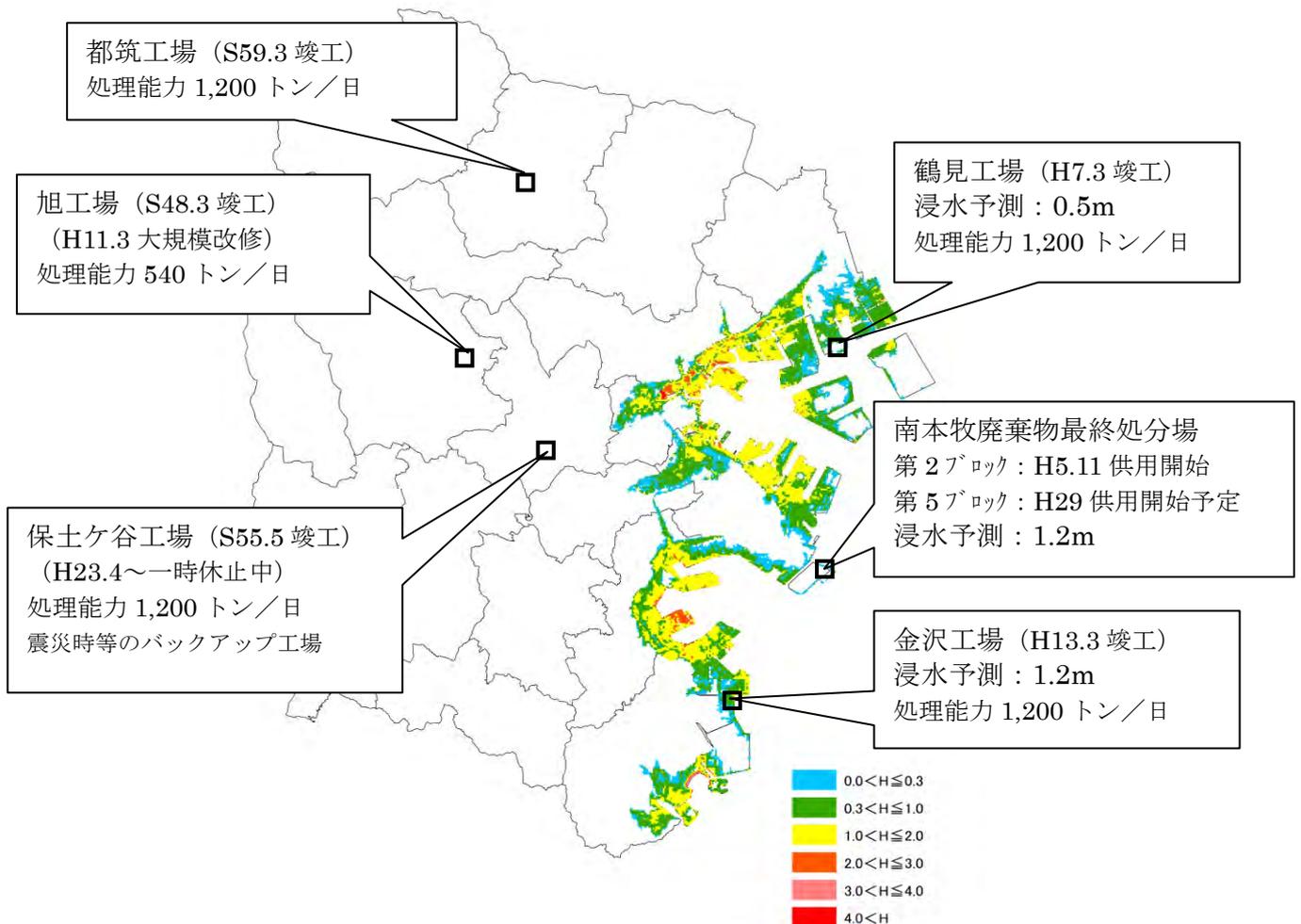
※災害対策は高効率エネルギー回収に必要な整備を伴う場合のみ

対象外である津波対策、補修等が市単独事業となり、非常に大きな負担⇒安定稼働の維持が困難に

【提案】

津波対策や強靱化に資する単独の整備についても、交付金の対象とする

■本市における焼却施設及び最終処分場



2 感震ブレーカー等の設置促進

- ・地震発生時、電気に起因する火災の発生を防ぐためには、早急に感震ブレーカーを普及させることが重要ですが、あまり普及していないのが現状です。
- ・本市においては、25年3月に策定した「地震防災戦略」等で、感震ブレーカーの設置を掲げ、本市独自の補助制度も創設しました。
- ・25年12月に公表された国の「中央防災会議首都直下型地震WG」の最終報告では、出火防止対策として、「感震ブレーカー等の100%配備の方策の検討を進め、早急に実施すべきである」とし、26年3月の「南海トラフ地震対策推進基本計画」では26年度中に普及方策をとりまとめるとされていることから、国の責任において、電気事業者等との設置促進に向けた連携をとりながら、その具体策を早期に提示することが必要です。

3 本市の放射線対策費用に対する東京電力株式会社の賠償履行に関する国の必要な措置の実施

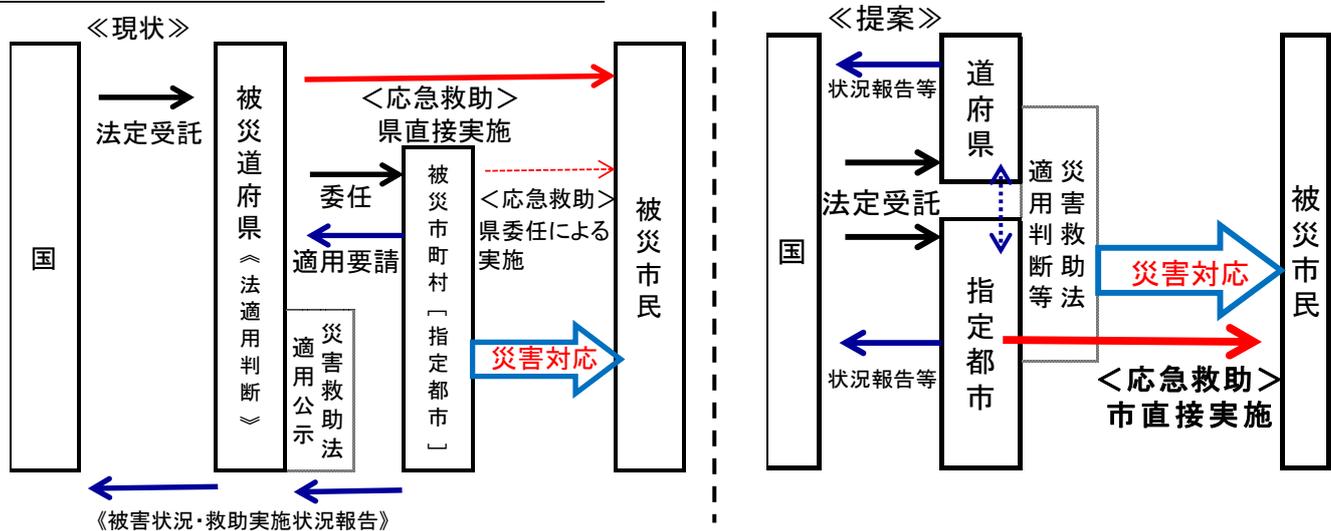
- ・本市では、発災直後から現在に至るまで、市民の日々の暮らしの安全、安心の確保のために様々な放射線対策を講じており、本市で負担した費用は、23年度分は約13億円、24年度分は約22億円、25年度分は約10億円です。これらの費用は、原子力発電所の事故に起因するものであることは明らかであり、横浜市民の税や使用料で賄われるべきではなく、東京電力株式会社に対して費用請求を行っています。
- ・東京電力株式会社が自らまとめた賠償基準に基づき、これまで約7億円が支払われましたが、十分な賠償が行われていません。
- ・国の責任において、原子力損害賠償紛争審査会による詳細な賠償基準を定め、地方自治体の行う放射線対策費用に対する賠償が円滑に行われるよう強く指導するなど必要な措置を早急に実施していただくことが重要です。

4 災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化

- ・東日本大震災のような大規模の災害に対しては、住民にとって身近な指定都市が最前線となって災害救助に取り組むことが求められます。しかし、災害救助法では、道府県知事が国の法定受託事務として救護を行い、指定都市は補助的な役割を担うことになっています。
- ・災害時に、主体的な役割を担い、緊急かつ迅速に対応するためには、災害救助法において、指定都市が道府県と同様の権限を持つことが必要です。

- ・災害時の被災者保護にあたっては、災害救助法等に規定されている救助の種類だけでは、対応しきれない状況であり、また、救助の程度における費用限度額についても、現在の費用水準からかけ離れています。
- ・そこで、東日本大震災等の状況を考慮し、対象・費用を拡充するとともに、被災自治体の判断により現物給付か現金給付かを選択できるようにすることが必要です。
- ・また、災害救助を必要かつ十分に行うためにも、費用については、被災自治体が負担するのではなく、全額国費で賄うことが必要です。
- ・経費は、道府県を経由して求償することとなっていますが、求償内容の確認等は、国から道府県を通じて求償した指定都市に依頼があり、その間の余分な事務負担と処理時間の増加が生じています。地方分権の観点からも指定都市で要した救助経費について、直接国に対して求償できる制度とすることが必要です。

■災害救助法による応急救助の実施概略図



5 福祉避難所における設備・備品の整備に対する国の財政支援

- ・本市では、特別な配慮を必要とする要援護者のための避難場所である福祉避難所について、社会福祉施設等との間で協定を締結し、施設確保に努めています。
- ・現在、福祉避難所には、食料や紙オムツ等の必要最低限の備蓄を行っていますが、簡易ベッドや歩行器、ポータブルトイレ等の要援護者が避難生活を送る上で必要な設備・備品については、整備が不十分な状況です。
- ・災害発生時に速やかに福祉避難所として機能し、運営体制を確保するためには、備品整備を早急に進めていくことが必要であり、国レベルでの支援が必要です。

提案の担当／資源循環局適正処理計画部施設課長	長谷部 孝広	TEL 045-671-2527
総務局危機管理部危機管理課事業推進担当課長	岸本 弘之	TEL 045-671-4360
財政局財政部財源課長	高澤 和義	TEL 045-671-2185
健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課長	仲嶋 正幸	TEL 045-671-3994
健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課福祉保健センター担当課長	黒岩 清隆	TEL 045-671-3563

居所不明児童対策の強化（法務省、文部科学省、厚生労働省）

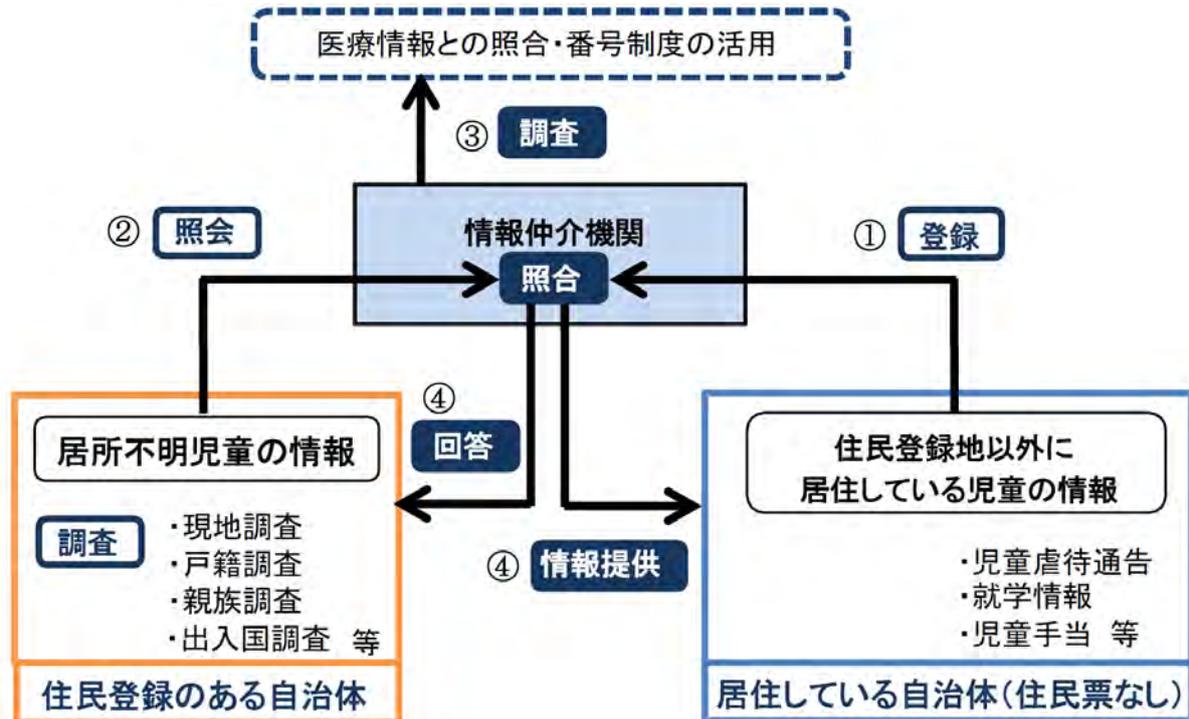
【提案内容】

- 1 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設
- 2 「情報共有のルール化」に向けた支援
- 3 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善

【提案の背景】

- ・本市において、平成25年4月に6歳女兒が児童虐待により死亡した事件が判明しました。この事例は、住民票を移さないまま居所を転々としており、関係する自治体間において、この家庭に関する情報の共有がされていませんでした。
- ・これを受け、本市として、児童虐待の担当部署と学校・住民票等の担当部署が連携し、調査を行う新たな仕組みについて検討し、26年4月から、取組を開始しました。
- ・住民票があっても居所が不明な子どもを探している自治体がある一方で、配偶者による暴力から避難するため、住民票を異動せずに就学している子どもを把握している自治体があります。情報提供にあたっては、現住所が特定されないよう、「間接的な情報共有」が可能な仕組みとすることが重要です。
- ・そこで、市域を越えた情報共有を円滑に行うために、居所不明児童について自治体間での情報共有が可能となる情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設が必要です。
- ・情報が早期に共有され支援を速やかに開始するためには、取り扱う個人情報の範囲などを整理した上で、「情報共有のルール化」に向けた国レベルでの支援が必要です。
- ・また、日本国籍を有する者の出入国記録については、東京入国管理局への照会を行っていますが、1回の照会では3年間分に限られること、照会の際の氏名はパスポート上の表記とされ、特に氏名が外国籍の親の母国でつけられるような名前である場合は、対応が困難であることなどの課題があります。また、重国籍の子どもが日本以外のパスポートで出国した場合は、パスポートの表記氏名が不明なため、照会できないのが現状です。氏名の表記以外の項目で照会が可能となるよう、出入国記録を照会する際の項目の改善が必要です。

○ 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設



■情報仲介機関は、全国から集約した住所不明児童の情報を活用し情報提供を行う。

- ①住民登録をしていない児童が居住している自治体は、その児童を発見したり、就学手続きを受け付けた情報を情報仲介機関に登録する。
- ②住所不明児童の住民登録のある自治体は、児童の情報を情報仲介機関に照会する。
- ③情報仲介機関は、自治体からの情報を照合するとともに独自で調査を行う。
- ④自治体に回答・情報提供する。住民票を異動せずに、転出先で就学手続きを受理した教育委員会の情報については、住民票登録地の自治体に対し、転出先の自治体名を伝えずに就学の確認のみを伝える。

○ 「情報共有のルール化」に向けた支援や手続きの改善等

- 住所不明児童の調査を行う自治体に対し、情報共有に関する明確なルールを提示
(情報仲介機関が保有する個人情報の範囲と、照会に対して提供する情報の範囲を定める等)
- 住民登録のない自治体が児童の情報を情報仲介機関に登録する際の、個人情報の目的外利用の手続きの簡素化
- 入国管理局での照会項目の改善 (例：出生から直近までの期間を照会対象期間とできる、また、氏名表記に加え「生年月日」、「本籍地」による照会を可能とする等)
- 児童相談所等の調査権の拡充の検討 (公的機関のみならず、公私の機関に対し調査協力要請ができる権限の付与等)
- 番号制度の活用の検討

提案の担当/こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長

市民局区政支援部窓口サービス課長
教育委員会事務局指導部学校支援・地域連携課長

田中 弘子 TEL 045-671-4208
緑川 斉 TEL 045-671-3621
尾高 総一郎 TEL 045-671-3239

地方公共団体・地元企業の海外展開支援に向けた制度拡充（外務省）

【提案内容】

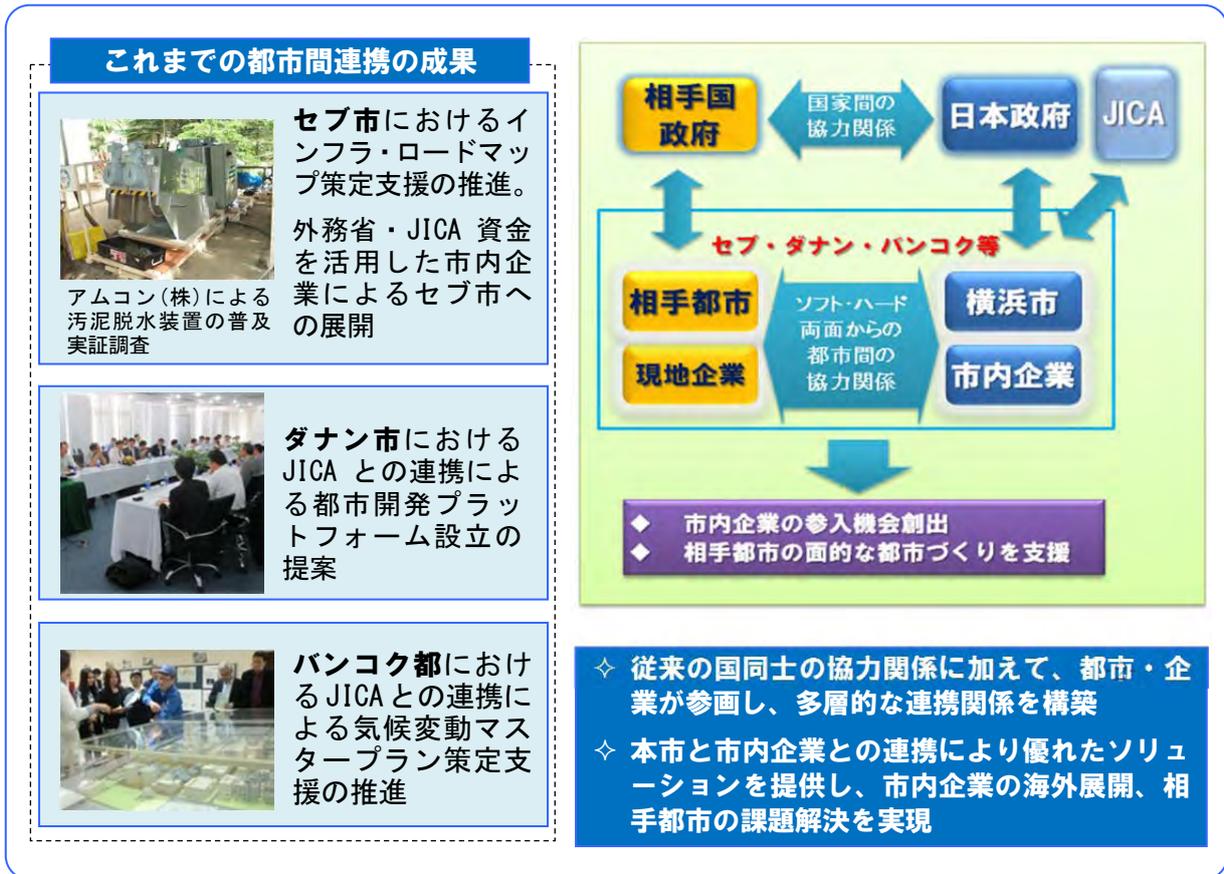
新興国諸都市の課題解決及び日本経済の発展に資する、ODA 関連予算等を活用した地方公共団体・地元企業の海外展開支援

- 1 中小を含む企業の海外展開に対する、無償資金協力、技術協力等を通じた外務省及び国際協力機構の制度の継続的運用
- 2 政府による企業の海外展開支援制度の充実を踏まえ、これらの制度の有効活用に向け、地方公共団体と外務省及び国際協力機構との連携強化
- 3 地元企業の海外展開に関する地方公共団体と国、及び地方公共団体同士の情報交換・協議の場の創設

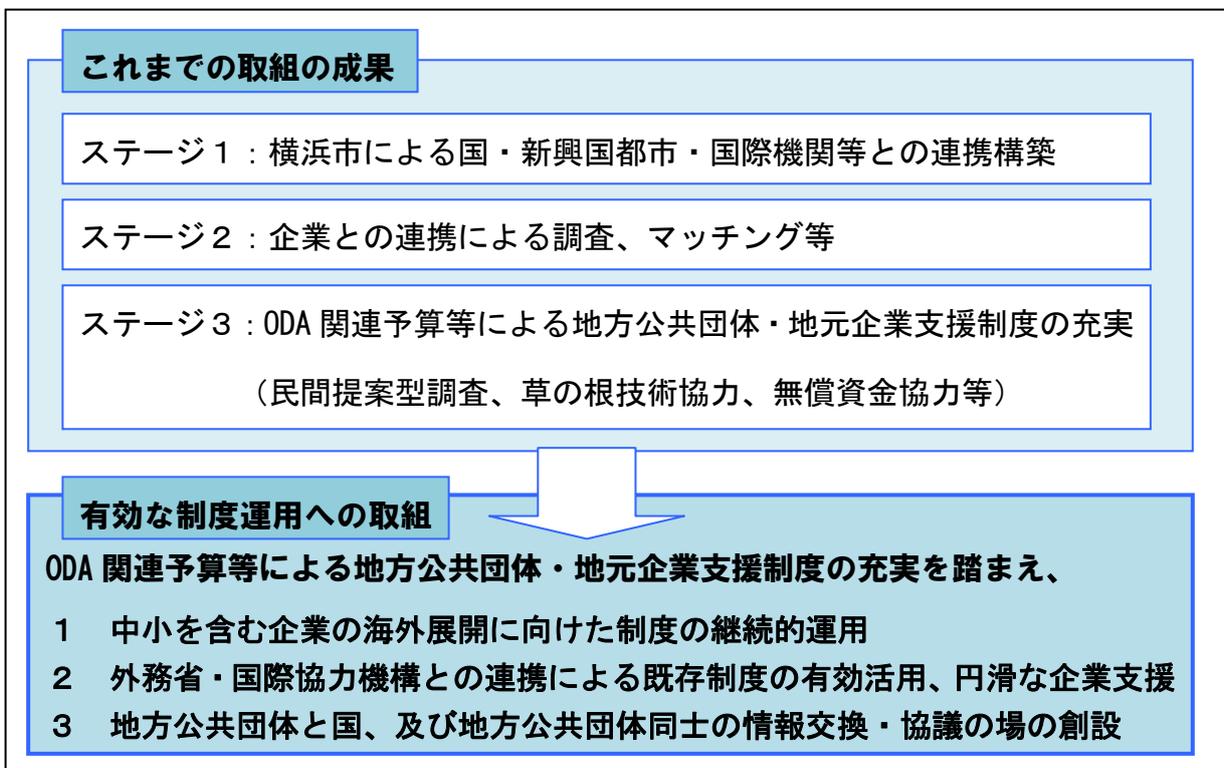
【提案の背景】

- ・ 地方公共団体及び地元企業の連携によるインフラ分野を中心とした海外展開については、「第9回 経協インフラ戦略会議（平成26年3月6日）」においてもその重要性及び政府による今後の支援の方向性が示されました。
- ・ 近年、国において、中小企業向けの案件化・普及化に向けた調査事業が開始されたほか、地方自治体と連携した無償資金協力事業が推進されるなど、ODA 関連予算等による、企業の海外展開を支援するための制度拡充が積極的に進められています。今後も、引き続きこれらの制度を継続的に運用することを提案します。
- ・ 今後、これらの制度を更に有効に活用し、海外における日本企業の受注につなげるためには、地方公共団体と外務省及び国際協力機構が更に連携を強化するとともに、国際協力機構において、企業の強み・戦略を踏まえつつ、円滑な企業支援の取組を進めることが必要です。
- ・ Y-PORT 事業の更なる展開に向け、海外展開を進める他の地方公共団体とのネットワーク強化が重要であり、地方公共団体と国、及び地方公共団体同士の情報交換・協議の場を創設し、全国に広く情報を発信することが必要です。この様な場が創設された際には、本市としても積極的に参画し、他の地方公共団体等と貴重な経験を共有するとともに、Y-PORT 事業との連携に魅力を感じていただける企業の発掘や、横浜への誘致に向けた PR を進めます。

■ 横浜市の公民連携による国際技術協力事業（Y-PORT 事業）



■ 地方公共団体・地元企業による海外展開の方向性



小学校の児童支援を専任する教員の定数化 (文部科学省)

【提案内容】

いじめの早期発見・早期対応をはじめとした、児童の抱える諸問題の解決に対し、配置により大きな効果を上げている小学校の「児童支援専任教諭」の定数化

【提案の背景】

- ・ いじめ、不登校、暴力行為、いわゆる学級崩壊等、児童指導上の諸問題の未然防止・早期解決のために、本市では、平成 22 年度より、「児童支援専任教諭」を小学校に段階的に配置し、26 年度には全小学校へ配置しています。
- ・ 児童支援専任教諭は、原則として学級を担当せず、担当授業時数を 12 時間以下とし、全校的な視野に立ち児童指導の中心的な役割を担います。また、小中学校間、幼稚園・保育園・小学校間の連携、児童相談所、警察署等の関係機関及び地域との連携の窓口となります。
- ・ 児童支援専任教諭の配置により、いじめの認知件数は増加し、いじめの解消率が向上するなど、個に応じたきめ細かな指導や教育を推進する上で、大きな原動力となっています。
- ・ このように本市では、児童支援専任教諭の配置によって大きな効果が上がっており、他の自治体からも本市の取組を参考に類似の制度が導入されるなど、児童支援専任教諭に対する関心は全国的にも広がりを見せています。
- ・ 一方で、教職員の定数に関しては、法令等による定めがあり、26 年度は国においても定数配置の改善が行われましたが、小学校において児童支援を専任とする教員を配置するには、いまだ不足しています。そのため、本市予算で非常勤講師等を配置せざるをえず、各自治体が独自にこの制度を導入しようとする、財政面の負担が大きくなるなどの課題があります。
- ・ そこで、小学校における児童をめぐる諸問題の解決に向けて、全国的な制度とするよう、児童支援を専任する教員の定数化が必要です。

1 児童支援専任教諭の概要

いじめや不登校、発達障害などの子どもに関する諸課題対応の中心的役割とともに、地域及び関係機関との連携をすすめる対外的な窓口を担います。22年度から小学校へ70校ずつ段階的に配置し、26年度には小学校全校に配置しています。

【参考】児童支援専任教諭の配置の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
学校数	70校	140校	210校	280校	全校(341校)
予算額	118百万円	235百万円	352百万円	470百万円	573百万円

2 児童支援専任教諭の配置効果

本市におけるいじめの状況（文部科学省 児童生徒の問題行動等調査より）

(1) 児童1,000人あたりのいじめの認知件数

21年度 2.6件から24年度 12.9件、と配置前に比べ、約5倍の増加

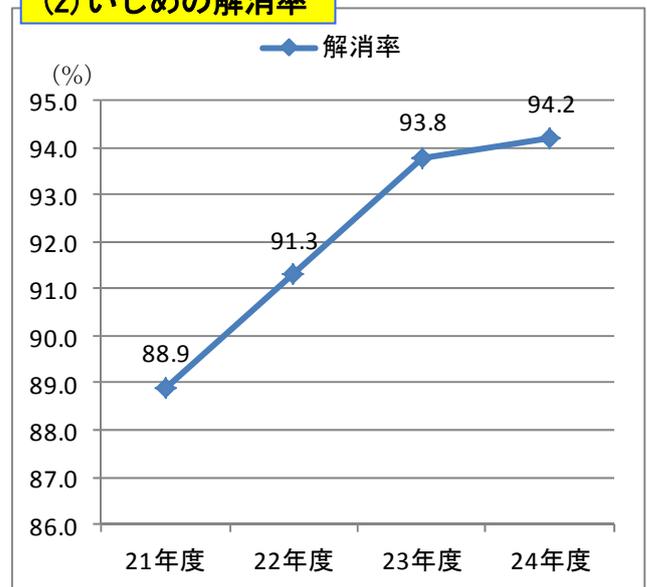
(2) いじめの年度内解消率

21年度 88.9%から24年度 94.2%、と配置前に比べ、5.3ポイント向上

(1) いじめの認知件数



(2) いじめの解消率



国家プロジェクトを担う研究機関における環境の充実(文部科学省)

【提案内容】

- 1 国家戦略特区内の研究拠点における、**研究成果の早期還元に向けた研究費の集中的配分**
- 2 国家プロジェクトを担う研究機関に対する**施設整備制度要件の対象拡大**

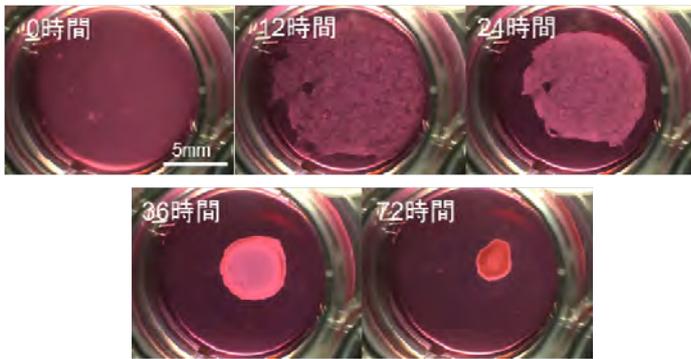
【提案の背景】

- ・本市が設置した公立大学法人横浜市立大学は、平成 17 年度の法人化以降、財政・人員など本市からの支援を受け、大学経営を行っております。公立大学では県内唯一の医学部を有する大学として、市内及び県内の医療機関に対して貴重な医療人材を供給するとともに、先進的な研究を行うなど、370 万人の健康づくりや横浜経済の成長・発展の一翼を担う教育研究機関となっています。
- ・「国家戦略特区」や「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」においても重要な拠点となっており、最先端技術を応用した再生医療等の実現を目指すなど、新たな医療分野に関する研究開発を積極的に推進しております。
- ・「イノベーションシステム整備事業」においては、20 年度に「科学技術振興調整費」に採択されたことにより、研究推進に必要な基盤体制の確保が図れた一方で、今後、継続的に研究を推進するためのハード面、ソフト面での財源確保の重要性が高まっています。
- ・このような中で、26 年度予算では中間評価前にも関わらず、交付額が前年度比で約 2 割の大幅な減少となっており、研究計画期間におけるイノベーション創出という目標達成が大変厳しい状況におかれております。
- ・横浜市立大学では国の研究拠点として様々な国家プロジェクトに採択*されており、これらのプロジェクトを推進するためにも、研究環境を充実させることが重要です。
- ・研究成果の早期還元に向けては、研究環境に対する継続的な支援が必要となりますので、国の施策として必要な事業費の確保と集中的な配分が必要です。

- ・また、拠点形成等を伴う国家プロジェクトにおいては、それに対応できる研究環境を整備する必要があり、本市としても可能な限り支援を行っているところですが、**公立大学は国の施設整備制度の対象外**となっております。
- ・国家戦略特区の拠点を担う研究機関に対しては、**国立大学等に準じ、施設整備制度の対象となるよう、制度の改善が必要です。**

※横浜市立大学が国の研究拠点として実施している主な国家プロジェクト

- イノベーションシステム整備事業
- 大学発新産業創出拠点プロジェクト
- 先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業
- 再生医療実現拠点ネットワークプログラム 等

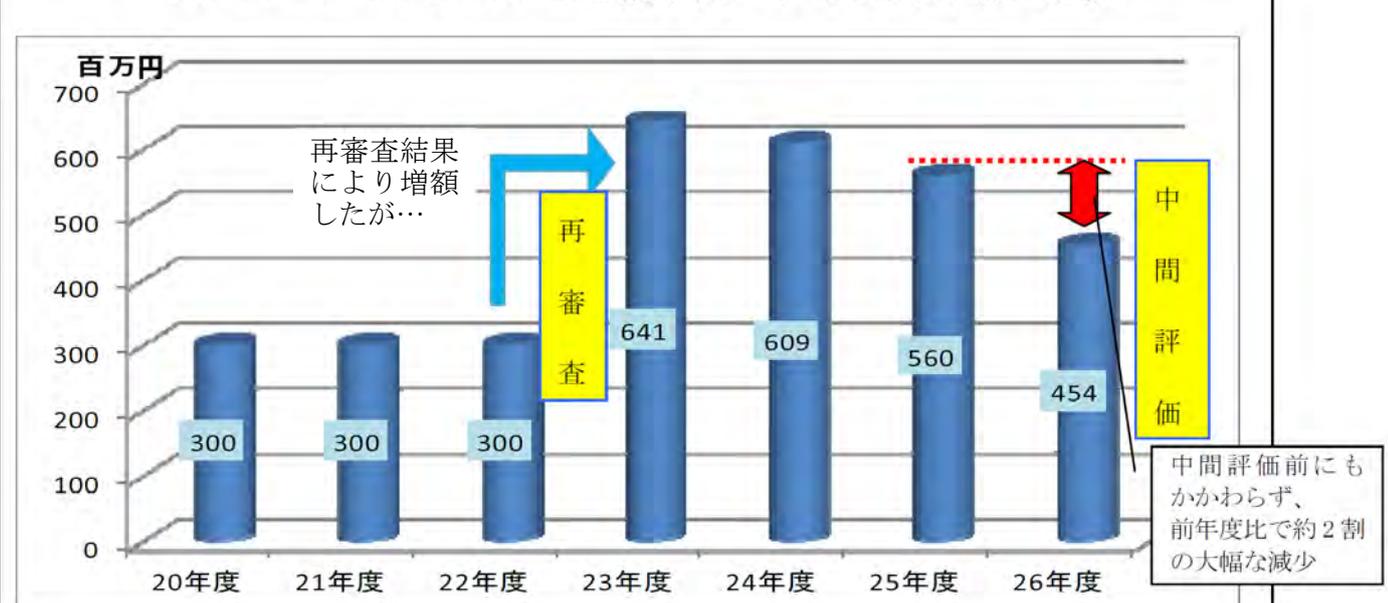


立体的なヒト肝臓原基の形成過程の写真
 (Nature 499,481-484,25 July 2013,
 doi:10.1038/nature12271)



950MHz LC-NMR 装置(世界初 H25 設置)

イノベーションシステム整備事業における交付額の推移



若者自立支援のための地域若者サポートステーション事業の充実（厚生労働省）

【提案内容】

- 1 地域若者サポートステーションの**安定的・継続的な運営**
- 2 **学校との連携による早期支援等の充実**

【提案の背景】

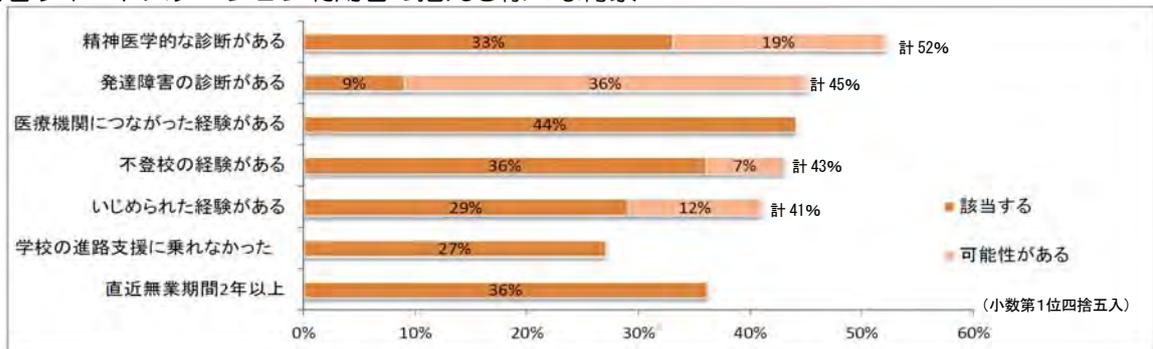
- ・平成 24 年度に実施した「横浜市子ども・若者実態調査」によると、市内在住の 15～39 歳の若者のうち、ひきこもり状態の若者が少なくとも約 8,000 人、無業状態の若者が約 57,000 人と推計されます。
- ・これらの若者に対し、就労による経済的自立や、地域活動への参加などを通じた社会的自立に向けて支援していくことは、増大する社会保障費の削減や税源の確保など、社会全体の活性化につながります。
- ・厚生労働省が設置・運営委託し、本市もジョブトレーニング等について事業補助を行っている「若者サポートステーション」は、若年無業者の職業的自立に向けた相談支援を行う機関として、本市の若者自立支援施策の中核を担っています。
- ・若者サポートステーションには、就労という具体的な目標に向けて、多くの若者が訪れます。**それぞれの若者が自立に向けた困難を抱えるに至った背景・原因は様々**であり、障害や精神疾患があるものの、自己認識不足や親の理解不足により、適切な支援につながっていない事例も見受けられます。若者サポートステーションでは、そのような若者に対し、**複雑な背景を解きほぐし、自立に向けた阻害要因を一つ一つ取り除いていく丁寧な支援**を行っています。
- ・このように、若者サポートステーションは、若者の自立についての総合的な相談支援機関であり、無業などの状態にある若者のセーフティネットとして、幅広い機能・役割を果たしています。
- ・若者自立支援の総合的な推進のためには、若者サポートステーションを今後も安定的・継続的に運営していく必要があります、**国において法制化に向けた検討や、必要な財源措置の継続を提案**します。
- ・また、若者が若年無業者等となることの未然防止を図るよう、進路未定者や中退者の多い高校、定時制高校等と連携し、自立に向けた困難を抱えるリスクが高い生徒等に対し、早期の支援も進めています。26 年度は、国

において、これまで支援対象とされていた在学生在が対象から外れ、中退者及び中途退学予定者のみを対象とするよう改められました。

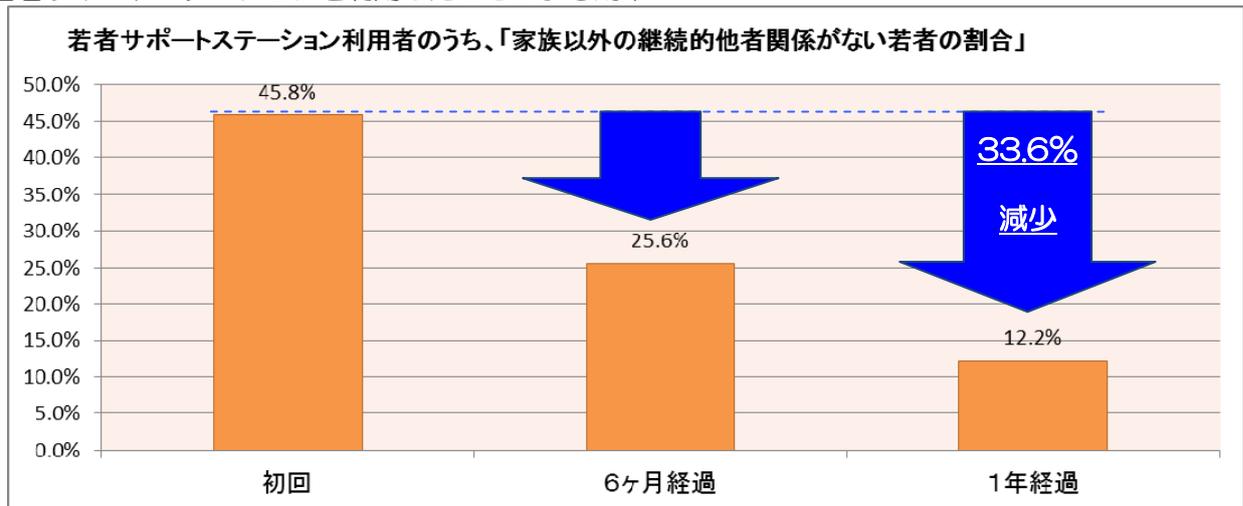
- しかし、中途退学者について学校がサポートステーションと情報共有することは困難であり、若者自立支援を進めるためには、学校生活や将来に不安・悩みを抱えている在在学生も含め、学校との連携による早期支援の充実が必要です。

■若者サポートステーション利用者の実態分析 (H24.10~H25.2月の新規登録者 607人が対象)

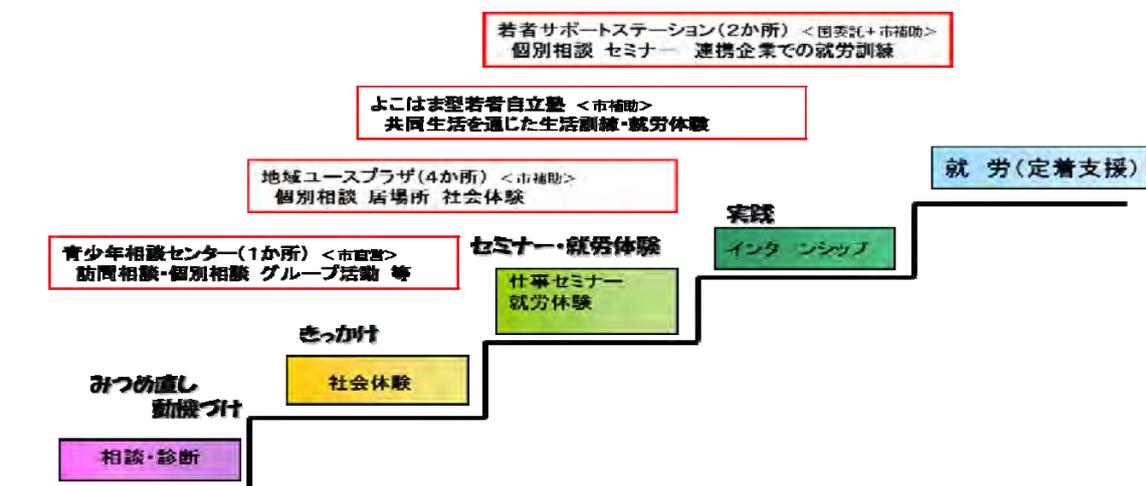
○若者サポートステーション利用者の抱える様々な背景



○若者サポートステーションを利用したことによる効果



■横浜市における若者自立支援の仕組み—段階的かつ切れ目のない支援—



提案の担当/子ども青少年局青少年部青少年育成課長 日比野 政芳 TEL 045-671-2297

放課後児童健全育成事業の充実（厚生労働省）

【提案内容】

放課後児童健全育成事業に対する積極的な支援の充実

【提案の背景】

- ・ 増加している留守家庭児童が、放課後も安心して過ごせる場所を確保していくためには、放課後児童健全育成事業の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行及び施行後の安定的な運営が不可欠となります。今後は、新制度による対象児童の拡大に伴い、面積基準等を満たすため、活動場所や人材の確保などが急務となっています。
- ・ 本市では、留守家庭児童への対応として、児童や保護者と安定的・継続的な関係を構築するために、一定の指導員の常勤雇用及び補助指導員の適正配置を前提とした運営費補助を行っています。しかし、現行の補助基準額では、省令で定められる有資格者を雇用し、児童との信頼関係を作るための指導員の常勤雇用ができません。安心・安全な活動を行うために常勤雇用・複数体制を図るための財源措置が必要です。
- ・ また、本市では、民間施設の借上げにより実施している放課後児童クラブも多く、施設使用料に対する補助や、安全性を確保するため新耐震基準を満たした施設への移転についての補助を行っています。保護者負担によらず、運営の安定化を図るため、地域の実情や業務内容に見合った補助制度となるよう国の責任による積極的な支援が必要です。

放課後児童健全育成事業に対する積極的な支援

■ 地域の実情や業務内容に見合った補助制度となるよう国の責任による積極的な支援

<国の補助基準項目>

補助率1/3

基本補助(土曜閉所)

標準規模 2,137,000 円

指導員産休中アルバイト補助経費

なし

施設賃借料

なし

低所得保護者減免

なし

安心・安全な活動を行うために常勤雇用・複数体制が可能となるよう、財源措置

地域の実情や業務内容に合わせ、施設賃借料等についても基準額に加算

【参考】<本市>(土曜閉所)

基本補助

標準規模 3,866,500 円/年

指導員産休中アルバイト補助

487,200 円/年

施設賃借料

150,000 円または 200,000 円/月

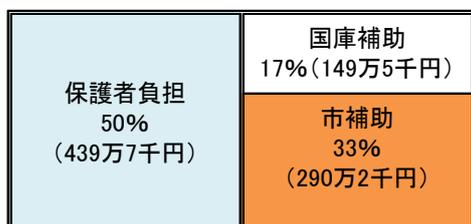
低所得保護者減免

2,500 円/月・人

■ 民間施設借上げ型放課後児童クラブの事業費財源内訳 (平成 24 年度)

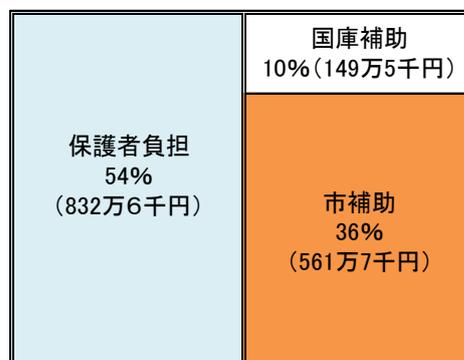
「国庫補助基準」

1か所あたり運営費:879万4千円



「H24決算」

1か所あたり運営費:1,543万8千円



※国庫補助額をH24決算額とし、基準額を算定

自立を促し市民から信頼される生活保護制度への転換と重層的な生活困窮者支援（厚生労働省）

【提案内容】

1 自立を後押しし、不正を許さない生活保護制度への転換

- (1) 自治体が行う自立支援施策に対する財源措置の継続
- (2) 適正な生活保護の決定と、不正受給対策を一層強化するための、調査権限の更なる拡大
- (3) 無料低額宿泊事業等の適正化のための法制度の構築

2 重層的な生活困窮者支援制度の構築

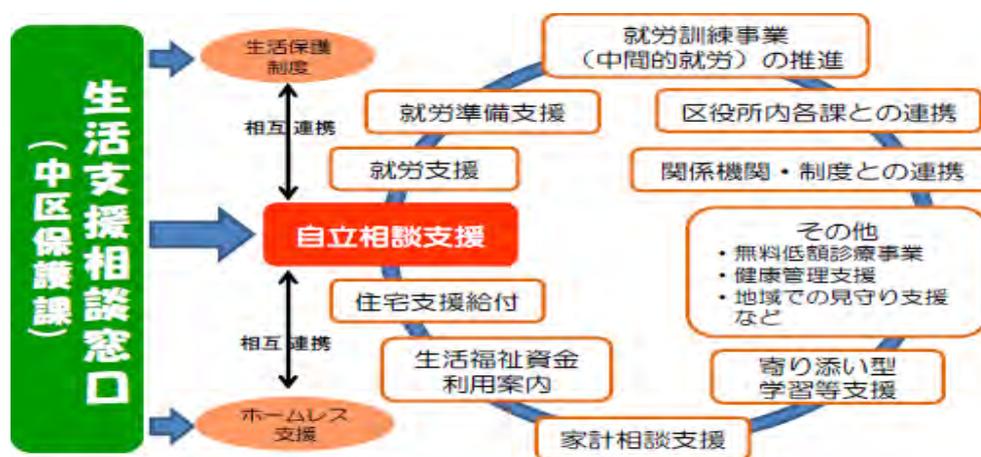
- (1) 新たな生活困窮者自立支援制度の施行にあたっての、自治体の意見の十分な反映と、適切な財源措置の実施
- (2) 就労訓練事業を実施する事業者の参入促進策の確立
- (3) 生涯現役社会の実現に向けた、高齢者の自立のための施策の充実
- (4) ホームレス施策に対する財源措置の継続

【提案の背景】

- ・平成25年12月に公布された、「生活保護法を一部改正する法律」において、就労支援事業に係る費用負担が明記され、国庫負担が10割から3/4に変更されました。その他、「生活困窮者自立支援法」により、生活保護受給者に対する学習支援事業においても、従来の国庫負担率が変更になりますが、自治体が行う自立支援施策に対する国の財源措置の継続が必要です。
- ・生活保護法改正に伴い、福祉事務所の調査対象範囲の拡大とともに、官公署に対して回答義務が課せられました。しかし、不正受給等の調査で必要となる、金融機関や雇用先等の民間会社等には回答義務はありません。適正な保護の決定等のためには、確実な調査を行う必要があるため、これら民間会社等に対しても、回答義務を課す必要があります。
- ・無料低額宿泊事業及び類似事業（未届の類似施設）について、利用者の処遇の向上を図るため、事業者の適正化等を図る法制度の早急な構築が必要です。

- 生活困窮者自立支援法の施行に先立ち、本市ではモデル事業を実施しています。制度実施の運用に係る詳細については、モデル事業を実施した自治体を中心に、現場の意見を十分反映させることが重要です。
- また、新たな支援制度の運営にあたっては、27年度から新たに一定の地方負担が生じますが、当面の間は事業展開や体制整備にかかる補助制度を継続するなど、自治体の財政的な負担を緩和する措置が必要です。
- 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）については、社会福祉法人等の自主事業とされていますが、株式会社やNPO法人等の幅広い参入を進めていくためにも、税制上の優遇措置や自治体からの優先発注など、事業実施の動機づけとなる参入促進策が不可欠です。
- 本市で実施しているモデル事業では、高齢者への就労支援のニーズが浮き彫りになっています。高齢者世帯が生活保護に至ることなく自立することは、年々増加する社会保障費の縮減にもつながります。生活困窮者への自立支援の推進にあたっては、生涯現役社会の実現に向けた、高齢者の就労促進や再就職支援の充実・強化などの雇用施策とも一体となった取組が必要です。
- ホームレス対策は、国の責任で十分な施策の実現と、安定的かつ十分な財源措置を継続することが必要です。

【参考】横浜市における生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要



～ 中区保護課の相談窓口の機能拡充により、直営型の相談支援モデル事業を実施 ～

提案の担当／健康福祉局生活福祉部保護課長
健康福祉局生活福祉部援護対策担当課長

霧生 哲央 TEL 045-671-2367
小林 秀彦 TEL 045-671-2374

国民健康保険の財政調整機能の見直しの実施 及び都道府県単位化における柔軟な制度設計 (厚生労働省)

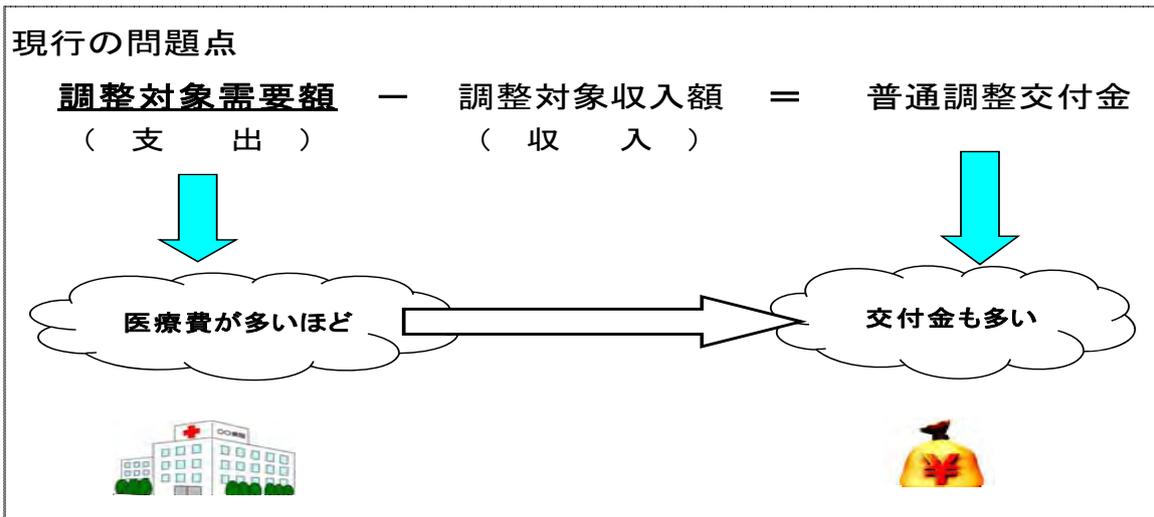
【提案内容】

- 1 医療費適正化の推進になじむような「普通調整交付金（医療分）の算定方法」への見直し
- 2 本市国保を都道府県単位化の特例とする柔軟な制度設計

【提案の背景】

- 1 医療費適正化の推進になじむような「普通調整交付金（医療分）の算定方法」への見直し
 - ・ 公費負担（国費・県費）と保険料で医療費を賄うことを原則とする国民健康保険は、市町村間で生ずる被保険者の負担能力等の格差を、普通調整交付金により是正することとしています。
 - ・ しかし、現在の普通調整交付金（医療分）は、医療費適正化に努める保険者ほど不利になる仕組みとなっています。
 - ・ 具体的には、医療費の高い保険者には「普通調整交付金が交付されて保険料が安くなり」、本市を含め、医療費の安い保険者には「普通調整交付金が交付されず保険料が高くなる」という、「逆転現象」も生じています。
 - ・ このような不合理な状況については、市町村間の格差是正を行う制度本来の趣旨から程遠く、早急な見直しが必要です。
 - ・ このため、今後は交付金算定の際に用いられる調整対象需要額を、「医療費実績」ではなく、地域差のない「一律の基準」での算定を行うべきです。
 - ・ 現に、後に制度化された後期高齢者支援分や介護納付金分は、既に「一律の基準」での算定となっています。
- 2 本市国保を都道府県単位化の特例とする柔軟な制度設計
 - ・ 本市では道府県と指定都市制度の二重行政などを解消し、市民サービスの向上などを図るため、新たな大都市制度「特別自治市」の早期実現を目標としています。
 - ・ 本市国保は90万人以上の被保険者を有し、都道府県の規模と比較しても上位に位置する十分な規模があり、国保事務を県へ移管する必要性は低いと考えられます。

- ・ 仮に、本市のように、規模・能力の点で都道府県と遜色のない大都市の国保保険者を中小保険者と同様に扱い、一律に都道府県へ移行することとすれば、国保の運営・事務が県と大都市で分断されることになり、**新たな二重行政を生む可能性も懸念**されます。
- ・ このため、国保の都道府県単位化にあたっては、本市国保が都道府県単位の運営主体と同等の役割を担うことが可能な、**柔軟な制度設計と法整備が必要**です。



1 保険料の不合理な格差 [平成 24 年度]

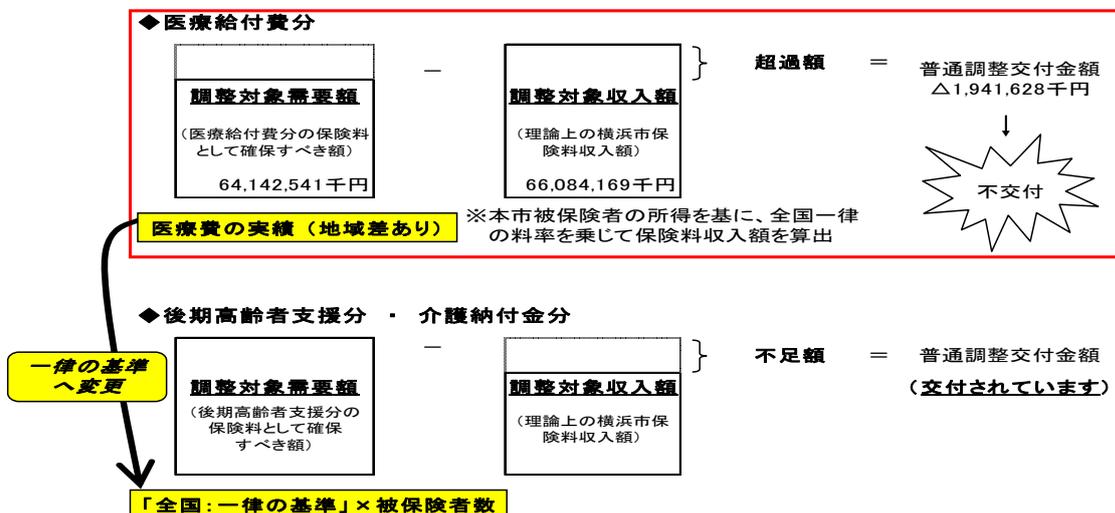
(単位:円)

	1人あたり医療費 ①	1人あたり保険料 ② ※1	1人あたり普通調整 交付金(医療分) ③
横浜市	296,244	73,227	0 ※2
A市	339,044	59,098	19,594
B市	313,011	55,303	19,699
C市	370,914	49,034	24,451

※1 A市、B市、C市の②1人あたり保険料は、③の金額を控除した金額。

※2 昭和36年の制度発足以来、本市は交付実績なし。

2 普通調整交付金の算定方法 [平成 24 年度]



介護保険制度に係る改善（厚生労働省）

【提案内容】

- 1 介護職員・介護従事者の処遇改善に関して、平成 27 年度改定介護報酬への確実な反映
- 2 処遇改善の対象を訪問看護など全介護サービスの介護従事者へ拡大

【提案の背景】

- ・ 介護人材の不足については、2025 年までに更に約 100 万人の介護職員が必要とされ、地域包括ケア実現に向けて最優先の課題とされています。とりわけ、介護従事者の賃金等の処遇が他の業種と比較して低いことが、人材確保を難しくしていると指摘されています。加えて、昨今の景気回復や他業種での賃金改善の影響で更なる不足の拡大が懸念されています。
- ・ 介護職員の賃金改善については、24 年度介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」が 3 年間限定で創設されました。これは、23 年度で廃止された「介護職員処遇改善交付金」相当分を介護報酬に円滑に組み込むことを目的としたものですが、「介護職員処遇改善加算」の届出等の手続きは算定要件や提出書類が多岐にわたる等煩雑で、一部の事業所では算定していない状況です。
- ・ また、「介護職員処遇改善加算」の対象は「介護職員」のみで看護師等他の介護従事者は対象外です。さらに、訪問看護、訪問リハビリテーション等加算の対象外となっている介護サービスもあります。
- ・ 24 年度の「介護職員処遇改善加算」の創設にあたっては、「27 年 4 月 1 日以降については、次期介護報酬改定において、各サービスの基本サービス費において適切に評価を行うものとする。」とされています。
- ・ そこで、27 年度の介護報酬改定にあたっては、現行の「介護職員処遇改善加算」相当分が反映された基本サービス費の設定がなされるとともに、加算対象を全介護従事者及び全介護サービスに拡大するなど、制度が円滑に実施され確実に介護従事者の処遇が改善されるよう、制度設計を行うことが必要です。

介護人材確保の問題点（介護事業所）

- ・従業員「大いに不足」「不足」「やや不足」 57.4%
- ・「人材の確保に十分な賃金を払えない」 46.4%

賃金水準が低く、
人材が集まらない

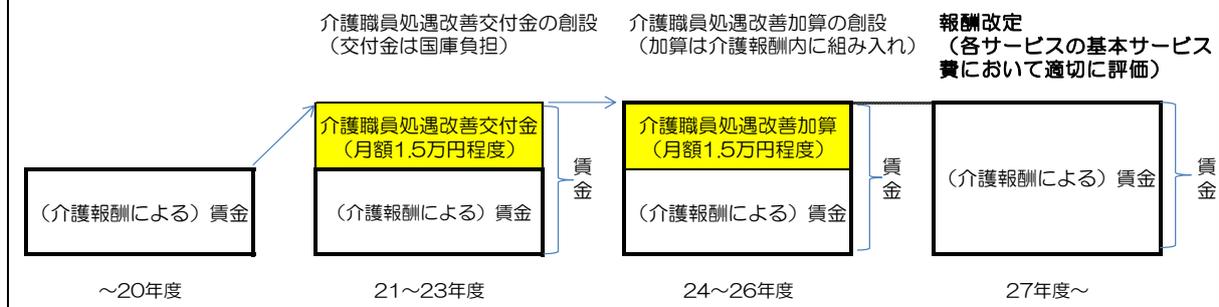
（24年度介護労働実態調査より）

事業所における介護職員処遇改善加算の算定状況

- ・「(算定対象事業所であるが) 算定していない」 16.0%

（24年度介護労働実態調査より計算）

◎介護職員の処遇の推移



現行の「介護職員処遇改善加算」の課題

介護サービスの種類や、職種によっては加算がなく、賃金が改善されません。

処遇改善加算

賃金への加算なし

加算対象となる介護サービス事業所

- ・訪問介護
- ・介護老人福祉施設 等

加算対象とならない介護サービス事業所

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション 等

介護職員（加算対象）

介護従事者（加算対象外）

- ・看護師、保健師、作業療法士 等

子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 (厚生労働省)

【提案内容】

各自治体が実施する子どもの医療費助成制度の安定運営及び
拡充に向けた環境整備のため、**義務教育就学前児童の医療費に
対する自己負担額を1割に引き下げる健康保険法等の改正**

【提案の背景】

- ・少子化の流れに歯止めをかけ、社会の活力を維持していくためには、
子どもを生き育てやすい社会の実現を目指し、経済的負担の軽減など、
国を挙げて子育て環境の整備を充実させることが喫緊の課題です。
- ・とりわけ、子どもの医療費助成は、すべての子どもに関わる施策であり、
子育て世代の関心及び期待が大きい状況ですが、助成水準は財政状況等
により自治体間に格差があります。
- ・国は、平成20年4月に義務教育就学前までの医療費について、
健康保険制度の自己負担割合を2割に軽減する健康保険法等の改正を
実施しましたが、医療費助成に係る自治体の負担は依然として大きな
ものとなっており、制度運営にあたって各自治体は財源の確保に苦心
しています。
- ・そこで、義務教育就学前児童の医療費に対する健康保険の自己負担割合
を更に引き下げ、国が子どもの医療費助成に係る自治体の負担を軽減す
ることで、各自治体の安定的な制度運営を可能とすることが必要です。

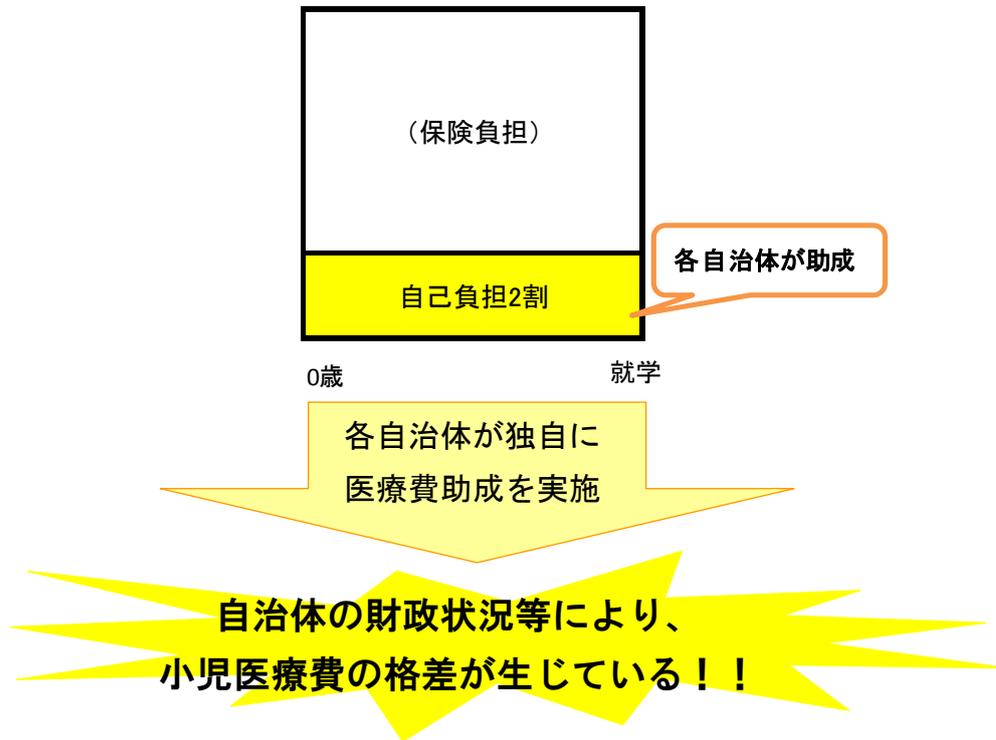
横浜市の小児医療費助成制度の対象年齢と助成範囲

※保険診療の一部負担金を助成

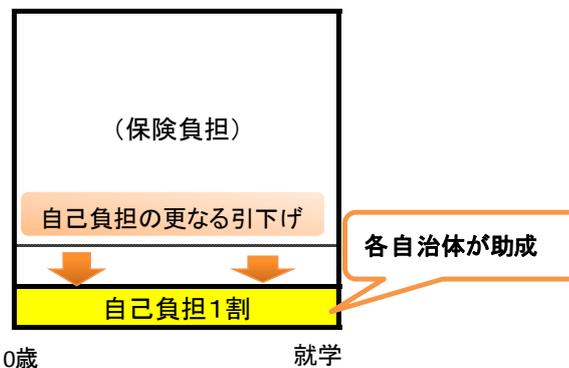
年齢	対象診療	所得制限
0歳	通院・入院	なし
1歳～小学1年生	通院・入院	あり
小学2年生～中学卒業	入院	あり

小児医療費助成の現状

◆・・・0歳児～就学未満は、2割負担



要望事項



本来、医療費助成は、全国どの市町村に住んでいても同じ水準で受けられることが望ましい。

義務教育就学前児童に対する医療費の自己負担額を
1割に引き下げる健康保険法等の改正

地域包括ケアシステムの構築に資する基盤整備（厚生労働省）

【提案内容】

- 1 地域包括ケアシステムの構築に資する継続的な財源の確保及び運営費補助への支援
- 2 地域の実状に応じて柔軟に活用できる制度の構築

【提案の背景】

- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、在宅医療・介護の推進、地域包括ケアシステムの構築等といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」は急務の課題となっています。
- ・ 現在、国において、各都道府県に消費税増収分を財源とした基金をつくり、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための「新たな財政支援制度の創設」が検討されています。
- ・ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域に根差して包括的・継続的なケアを担う地域密着型サービスの役割は重要であり、これまでも、ハード・ソフト両面にわたる財政支援が実施されてきました。
- ・ また、新規開設する事業所の安定的運営を支援するため、本市単独事業で、開設初年度 6 か月を上限として、運営費等の補助を行い、事業者の参入意欲を高めることに寄与しています。
- ・ 本市をはじめとした都市部では、特に後期高齢者の急増が見込まれ、更なる介護基盤の整備が必要である一方、地価が高く、整備予定地の確保が困難などの理由で整備が進みにくい圏域もあります。
- ・ 引き続き、新たな財政支援制度においても、基盤整備を促進するための財源を確保し、市の裁量で必要な地域に必要なサービス提供ができるよう、地域の実状に応じて有効活用できる制度とすることが必要です。

【事業所開設に伴う補助】

1 事業所あたり上限額

	整備費補助	開設準備経費補助	運営費等補助
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1,000万円（※4）	—
認知症対応型共同生活介護	3,000万円（※2）	定員×60万円（※3）	—
小規模多機能型居宅介護	3,000万円（※1、※2）	定員×60万円（※3）	400万円
複合型サービス	2,000万円（※2）	300万円（※4）	400万円
財 源	・介護基盤緊急整備等臨時特例基金（※1） ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（※2）	・介護職員処遇改善等臨時特例基金（※3） ・地域介護・福祉空間整備推進交付金（※4）	・市費
対象経費	建築費・改修費	事業所開設前の人件費、事業所PR費、設備費等	事業所開設初年度の人件費、光熱水費等

【整備状況】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				18	27	36
認知症対応型共同生活介護	263	272	281	287	287	305
小規模多機能型居宅介護	44	59	82	101	119	150
複合型サービス				3	7	

○21年度～25年度は整備実績。

○26年度は、「第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における整備目標。

【法改正の状況】

○「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定、国会提出。（平成26年2月12日）

○この中で、『地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律』を改正し、消費税増収分を活用し新たな財政支援制度（各都道府県に基金を設置）を規定。

○また、地域包括ケアシステムの構築や持続可能な介護保険制度の構築（費用負担の公平化）等を定めた『介護保険法』を改正。

パーソナルモビリティの実用化及び燃料電池自動車の普及（経済産業省、国土交通省）

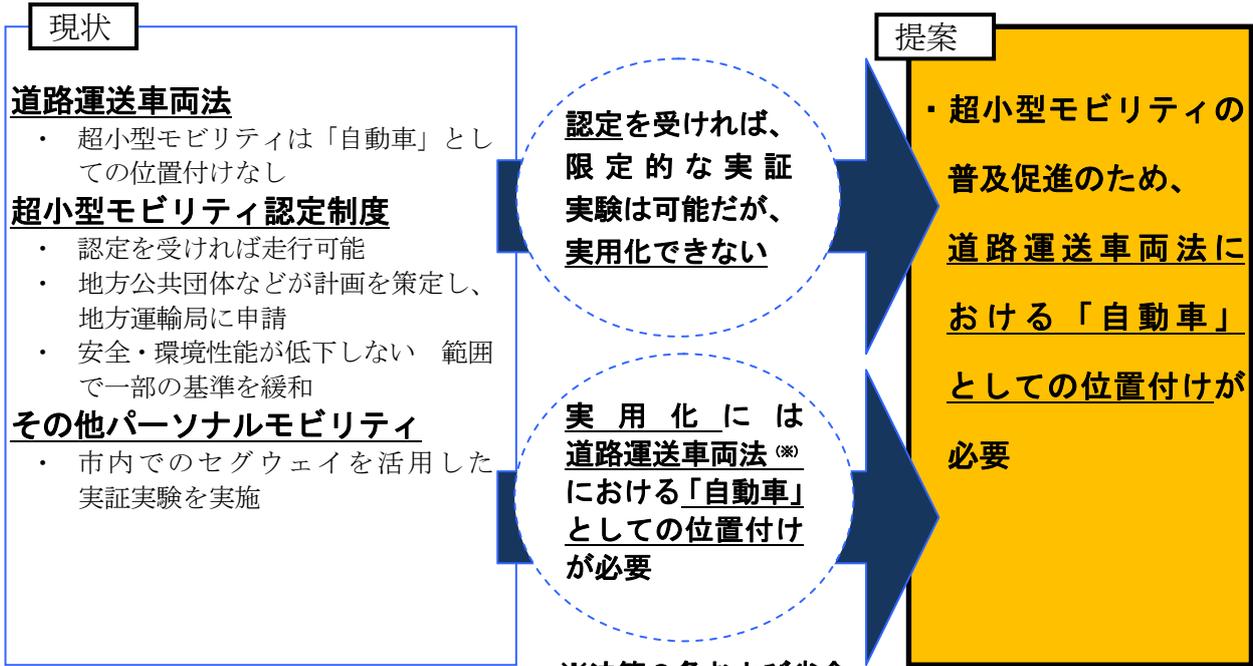
【提案内容】

- 1 超小型モビリティをはじめとしたパーソナルモビリティの実用化へ向けた早期法整備
- 2 燃料電池自動車の一般販売開始に伴う車両導入補助制度の創設
- 3 燃料電池自動車普及のための水素ステーション整備に向けた規制緩和の促進及び整備補助の継続

【提案の背景】

- ・本市では「環境未来都市」の取組の一環として、超小型モビリティを活用したワンウェイ型カーシェアリングの実証実験を行っています。
- ・身近な生活の需要に対応できる超小型モビリティは、低炭素社会を実現するために必要不可欠なツールであり、市民の理解も深まっています。パーソナルモビリティの普及拡大を進めるため、超小型モビリティを、道路運送車両法において「自動車の種別」として位置付けるなどの法整備が必要です。
- ・平成 27 年には本格的に水素を燃料として走る燃料電池自動車（FCV）の販売が開始されますが、販売当初の車両価格は 1,000 万円程度と高額の見込みのため、初期需要創出には電気自動車等と同様、ガソリン車との差額補助制度の創設が必要です。
- ・また、燃料電池自動車普及のためには、車両に水素を充填する水素ステーションの整備が欠かせませんが、高圧ガス保安法等の規制が厳しく、適地確保が難しい状況です。
- ・都市部でも水素ステーションを整備できるよう、水素ステーション整備促進のためのさらなる規制緩和が必要です。
- ・市内では既存のガソリンスタンドに水素ステーションを併設するモデルを中心に適地調査を進めていますが、拡幅用地や初期設備投資に高額のコストがかかるため、設置者負担を軽減するよう、整備費用補助の継続が必要です。

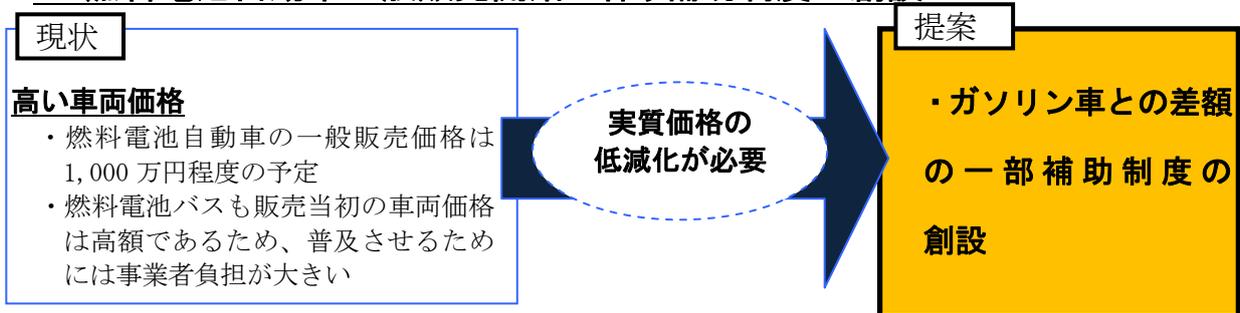
1 パーソナルモビリティの実用化へ向けた早期法整備



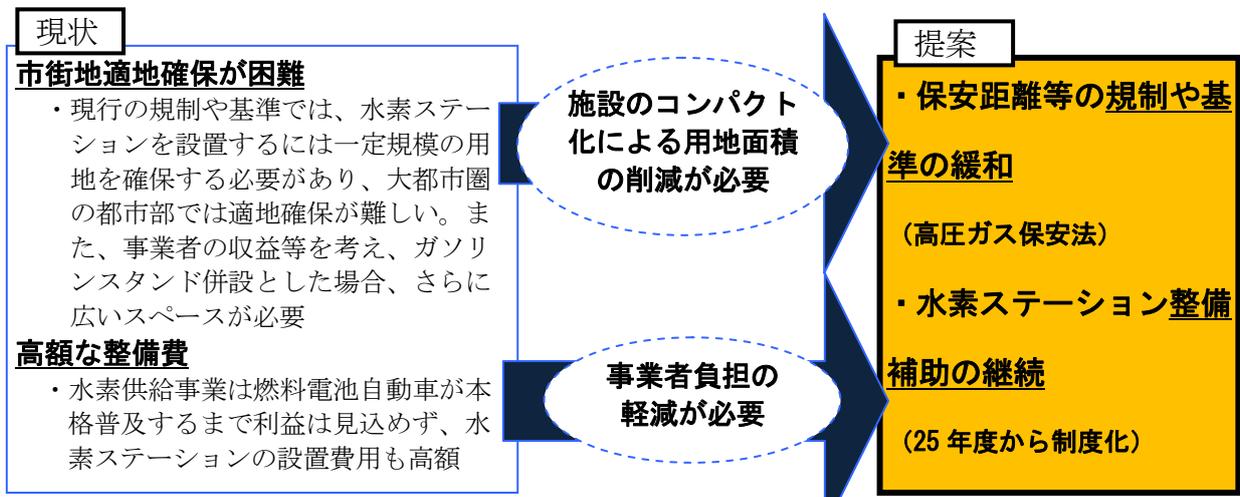
※法第3条および省令

※法第3条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

2 燃料電池自動車一般販売開始に伴う補助制度の創設



3 燃料電池自動車普及のための水素ステーション整備に向けた規制緩和等



提案の担当/温暖化対策統括本部企画調整部プロジェクト推進課長 吉田 雅彦 TEL 045-671-2636
環境創造局環境保全部交通環境対策課長 坪井 豊 TEL 045-671-3825

容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し（経済産業省、環境省）

【提案内容】

1 容器包装リサイクル制度の見直し

- (1) プラスチック製品について、プラスチック製容器包装と合わせてリサイクルが可能となるよう制度の見直し
- (2) 市町村と事業者の経費を含めた役割分担の見直し

2 家電リサイクル制度の見直し

- (1) 家電リサイクル費用の前払方式の導入

【提案の背景】

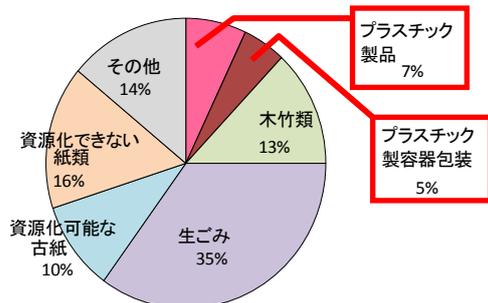
- ・本市では、プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法の対象であることから、分別収集の上、リサイクルしていますが、プラスチック製品は法の対象外であるため、「燃やすごみ」として収集し、焼却しています。
- ・IPCCの報告書において、温暖化の深刻な影響を回避するには、今世紀末に二酸化炭素などの温室効果ガス排出をほぼゼロにする必要があるとされるなど、温室効果ガスの排出抑制は全世界での喫緊の課題となっています。
- ・本市が策定した一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマスリム3R夢プラン）では、「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減」を目標の一つに掲げていますが、現状では、プラスチックの焼却が温室効果ガス排出の主な要因となっています。
- ・さらに、市民に分別意識が浸透し、環境問題への関心が向上してきたことなどにより、プラスチック製容器包装と同じ素材であってもプラスチック製品は分別対象外であり、燃やすごみとして処理されていることに対する疑問の声が高まっていることから、プラスチック製品についても、リサイクルが可能となるよう、制度の見直しが必要です。
- ・容器包装リサイクル法の改正によって、消費者・市町村・事業者の役割分担が見直され、市町村への資金拠出制度が創設されたことで一定の改善が図られましたが、拠出金額は年々減少しており、依然として分別収集・運搬及び選別・圧縮・梱包・保管などの費用は市町村の財政を圧迫しているため、更なる見直しが必要です。

- ・家電リサイクルに係る費用徴収は、消費者が家電を排出する際に支払う「後払い方式」ですが、消費者が費用負担を敬遠すること等により行われる、不法投棄や不適正な業者への家電の引渡しの防止、処理、取締りなどの対応に苦慮しています。
- ・そこで、家電リサイクル制度において、家電リサイクル費用の前払方式の導入を提案します。

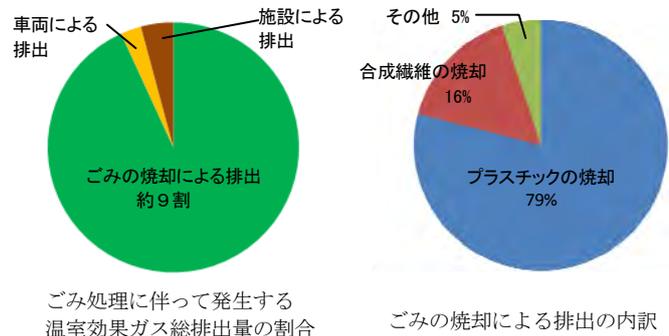
1 容器包装リサイクル制度の見直し

品目	現状	提案
プラスチック製品	<ul style="list-style-type: none"> ・当該リサイクル制度の対象となっていないため、焼却処理されており、温室効果ガス排出の主な要因となっている。 ・プラスチック製容器包装と同一素材であっても制度の対象外となるため、市民の理解が得られないものとなっている。 	<p>▶ 当該リサイクル制度の対象となるよう制度の見直し</p>
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・当該リサイクル制度の対象になっているが、分別収集・運搬及び選別・圧縮・梱包・保管などにかかる費用が市町村に大きな負担となっている。(収集運搬・中間処理等、本市の実質負担額 約25億円(平成25年度)) 	<p>▶ 市町村と事業者の経費を含めた役割分担の見直し</p>

【横浜市における家庭系燃やすごみの組成調査結果(平成24年度)】



【ヨコハマ3R夢プランにおける温室効果ガスの排出状況(家庭系ごみ・事業系ごみ)(平成24年度)】



2 家電リサイクル制度の見直し

現状	提案
<ul style="list-style-type: none"> ・「後払い方式」となっていることから、消費者が家電品を排出する際の費用負担を敬遠し、不法投棄や不適正な業者への引渡しが行われる場合がある。(不法投棄された家電4品目の資源化に伴う本市の実質負担額 約447万円(平成25年度)) 	<p>▶ 家電リサイクル費用の前払方式の導入</p>

【横浜市における家電4品目の不法投棄台数】



公共施設の老朽化、防災及び安全対策の推進 (国土交通省、文部科学省)

【提案内容】

- 1 防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金の所要額確保
 - (1) 公共施設の老朽化対策の推進
 - (2) 緊急輸送路の整備、橋梁、歩道橋の耐震補強や老朽橋の架替え、無電柱化の推進などの**防災対策の推進**
 - (3) 通学路への歩道設置及び立体横断施設による踏切の改良などの**交通安全対策の推進**
- 2 防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金制度の改善
 - (1) 防災・安全交付金の対象拡大、要件緩和及び補助率の拡大
特に、河川施設の堤防・護岸等の維持・修繕及び街路樹の点検やこれに基づく対策への**対象拡大**
 - (2) 防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大
特に、緊急輸送路の整備、無電柱化の推進、踏切道の改良への**対象拡大**
 - (3) 学校施設環境改善交付金の老朽化対策事業に係る要件緩和及び**補助率の拡大**

【提案の背景】

- 1 防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金の所要額確保
 - ・ 本市では、膨大な量の公共施設を保有しており、施設の老朽化が進行しています。例として、本市が管理する道路橋約 1,700 橋のうち、全体の約 70% にあたる約 1,200 橋が高度経済成長期に集中投資されたため、**建設後 50 年以上経過する橋梁が今後急増していきます**。また、下水道事業についても、同様に高度経済成長期の短期間に、集中的に整備を進めてきた結果、今後、**再整備・修繕を要する下水道管の急増が懸念**されています。さらに、公立学校施設は、小学校 341 校、中学校 147 校、特別支援学校 12 校の計 500 校、延べ面積は約 350 万㎡であり、そのうち、**改修が必要な築 30 年以上の施設は 70%にあたる約 250 万㎡にのびります**。特に屋内運動場については、ほとんどが災害時の避難所にもなっているため、早急な対応が必要です。

- ・ 施設ごとに長寿命化計画を策定し、保全を計画的に進めていますが、膨大な量の施設の点検、維持管理・更新等を着実に推進していくためには、財源確保が課題です。
- ・ 緊急輸送路の整備、橋梁、歩道橋の耐震補強や老朽橋の架替え、無電柱化の推進などは、災害時の救命活動や緊急物資の輸送機能の確保の観点から減災対策として着実に推進する必要があります。
- ・ 通学路の交通安全を確保するためには、歩道設置や幹線道路の整備により、子供たちが安心して通行できる歩行空間を整備していくことが必要です。
- ・ また、平成 25 年 8 月に事故が起きた^{うみお}生見尾踏切の安全対策として、立体横断施設の早期完成を目指すとともに、これまで対策を実施していない踏切についても、速効対策として踏切道の拡幅やカラー舗装などにより、安全性を向上させることが重要です。
- ・ これらの事業を計画的に進めていくには、財源確保が課題であり、防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金について、地方が必要とする所要額の確保が不可欠です。

2 防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金制度の改善

- ・ 防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金を積極的に活用したいところですが、一方で、要件が制限されていることや、補助率が低いことなどの要因により、本市の現状としては保全費全体に占める国費の充当状況は約 1 割と低い水準です。そこで、防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金については、自由度が高く、活用しやすい制度となることが必要です。
- ・ 特に、河川管理施設の堤防、護岸等については、法律の一部改正により維持・修繕に係る内容が規定され、その基準の明確化が進んでいることから、堤防や護岸等の維持・修繕についても交付金の対象となることが必要です。
- ・ 街路樹等の倒木や枯れ枝の落下による事故防止、災害時における倒木による車両通行の阻害について、対策を着実に講じるためには、街路樹の点検やこれに基づく対策について交付金の対象となることが必要です。
- ・ 防災・安全交付金の重点配分事業としては、橋梁、トンネルの補修などの老朽化対策や通学路の交通安全対策等が対象とされていますが、緊急輸送路の整備や無電柱化の推進といった減災対策及び踏切道の安全対策に資する事業についても重点配分の対象となることが必要です。

【橋梁補修】



本牧橋

【学校施設】



【老朽化し破損した下水道管】



【緊急輸送路の整備】



環状3号線

2013/08/06 13:38

【通学路の安全対策】



市道宮沢306号線

【踏切の安全対策】



うみお
生見尾踏切

現状

- ・膨大な施設の点検、維持管理・更新の着実な推進が必要
- ・緊急輸送路の整備、橋梁、歩道橋の耐震補強、無電柱化等の推進が必要
- ・通学路の整備及び踏切の改良などによる交通安全対策の推進が必要

提案

地方が必要とする所要額の確保

2(1) ア 防災・安全交付金の対象拡大、要件緩和及び補助率の拡大

	現状	提案
下水道事業	・26年度より布設から50年を経過した 全ての下水道管が交付対象となった が、28年度までの限定措置である。	・引き続き全ての下水道管を対象として、 再整備を進めるための制度構築。
港湾改修事業	・補助率：1/3 ・1件あたりの事業規模要件 ：「2億円以上5億円以下」	・補助率の拡大：1/2以上 ・対象要件緩和：規模要件なし
都市公園事業	対象範囲：都市公園法・施行令により 新設・改築が対象。修繕は対象外。	対象拡大：長寿命化計画が策定されている 大規模な公園施設等の修繕を対象。

2(1) イ 防災・安全交付金における河川施設の維持・修繕及び 街路樹の点検やこれに基づく対策への対象拡大

現状	提案
<p>現行の交付金制度では河川の堤防・護岸等の維持・修繕が対象となっていない</p> <p>現行の交付金制度では街路樹の点検やこれに基づく対策が対象となっていない</p>	<p>堤防・護岸等の維持・修繕への対象拡大</p> <p>街路樹点検やこれに基づく対策に 対象拡大</p>

2(2) 防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大

現状	提案
<p>緊急輸送路の整備や無電柱化の推進などの減災対策及び踏切道の安全対策は、交付金制度の対象ではあるものの、重点配分事業の対象外</p>	<p>緊急輸送路の整備、無電柱化の推進、踏切道の安全対策への重点配分事業の対象拡大</p>

2(3) 学校施設環境改善交付金の要件緩和及び補助率の拡大

	現状	提案
老朽化対策事業 (大規模改造 (老朽))	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：1/3 対象要件 <ul style="list-style-type: none"> ：1校あたりの事業規模要件 「7,000万円以上2億円以下」 ：外部及び内部の両方を同時に 全面的に改造するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率の拡大：1/2 対象要件緩和 <ul style="list-style-type: none"> ：1校あたりの事業規模要件 400万円以上（上限なし） ：外部及び内部の同時施工を要件と しない

提案の担当／財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課長
道路局計画調整部企画課長
教育委員会事務局施設部教育施設課長

関森 雅之 TEL 045-671-3918
曾我 幸治 TEL 045-671-2746
中澤 誠治 TEL 045-671-3230

住宅地の再生に向けた土地利用誘導の実現 (国土交通省)

【提案内容】

地域貢献施設及び必要な建築性能を有する建築物の誘導に向けた容積率緩和制度の創設

【提案の背景】

- ・本市の郊外部では、昭和40年代以降の高度成長期に、計画的に開発された大規模な住宅団地や戸建て住宅地が多く建設され、居住者の高齢化とともに建物の老朽化が進み、多くの建物が更新時期を迎えています。
- ・また、工場や企業社宅などの大規模な施設についても、建物の老朽化や機能の再編、設備更新の必要性などから、集約化や移転など土地利用転換が続いています。
- ・持続可能な郊外部のまちづくりを目指すためには、このような土地利用転換の機会を捉え、民間開発を適切に誘導し、少子化・超高齢社会対応の核として必要な機能を駅周辺等へ集積するなど、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。
- ・住み慣れた地域で安心して住み続けられるまちづくりの実現に向け、子育て支援施設、医療施設、福祉施設など、地域に必要な生活利便施設や、省エネルギー、防災機能など、これからの時代に求められる建築性能等を有する建築物を誘導するためには、容積率緩和等のインセンティブが大変有効です。
- ・現在、容積率緩和の特例は、公開空地が要件となっていますが、区画整理等で基盤整備がしっかりとされている郊外部の住宅地においては、特に駅周辺など、公開空地が充足している場合が多いことから、現行の特例制度に加えて、公開空地の有無にかかわらず、地域に必要な生活利便施設を設ける等の地域貢献や、環境に配慮した性能を有する等の建築性能を要件とする、新たな容積率緩和制度の創設が必要です。

土地利用転換の際の民間開発事業を適切に誘導し、良好な市街地を形成していくためには、容積率緩和等のインセンティブが大変有効

現状

容積率を緩和するためには、**公開空地を設ける必要**があるが、基盤整備された郊外部の住宅地においては、**既に充足している場合**がある

良好な市街地形成に必要な地域貢献及び建築性能を**適切に評価できていない**

提案 地域貢献及び建築性能の適切な評価

基盤整備がされた郊外部の住宅地において、

地域貢献

- 地域に必要な生活利便施設
- 多様な住まい（高齢者向け住戸等）
- コミュニティ・防犯への取り組み 等

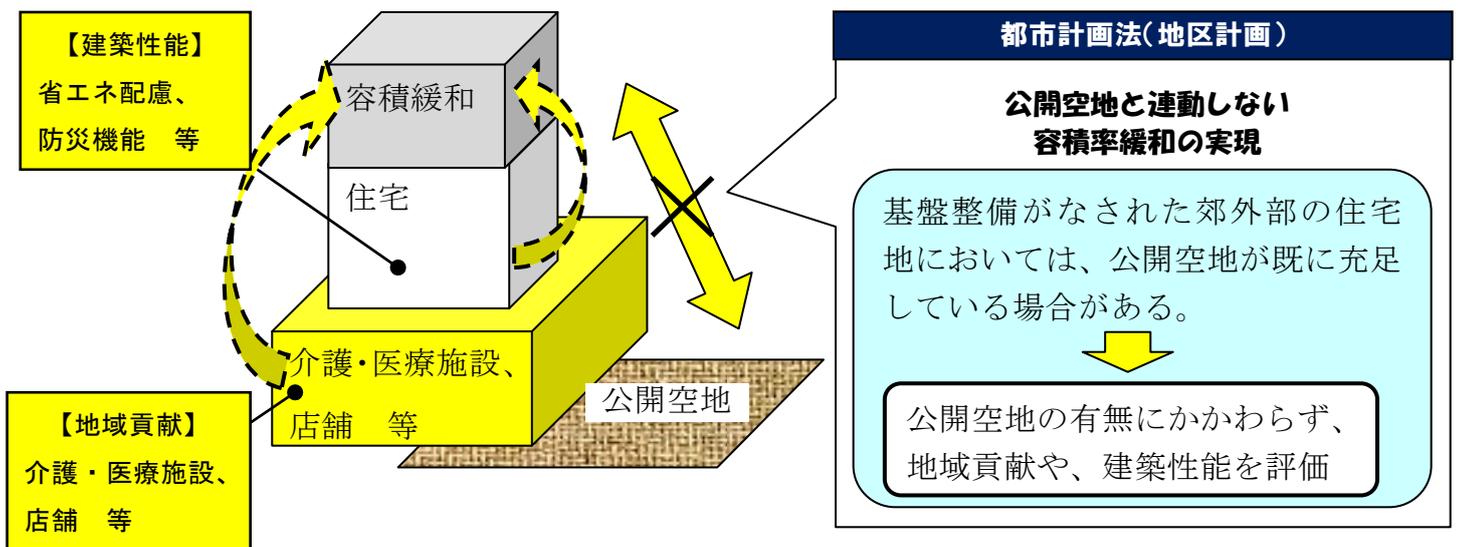
建築性能

- 環境配慮、■ 省エネルギー、
- 長期住宅、■ 防災機能 等

適切な
評価

容
積
率
緩
和

【イメージ図】



提案の担当／建築局住宅部住宅再生課長 大友 直樹 TEL 045-671-4543
建築局企画部企画課長 鈴木 和宏 TEL 045-671-3627

国及び国の関係機関の公共事業における市内 中小企業の受注機会の増大（国土交通省）

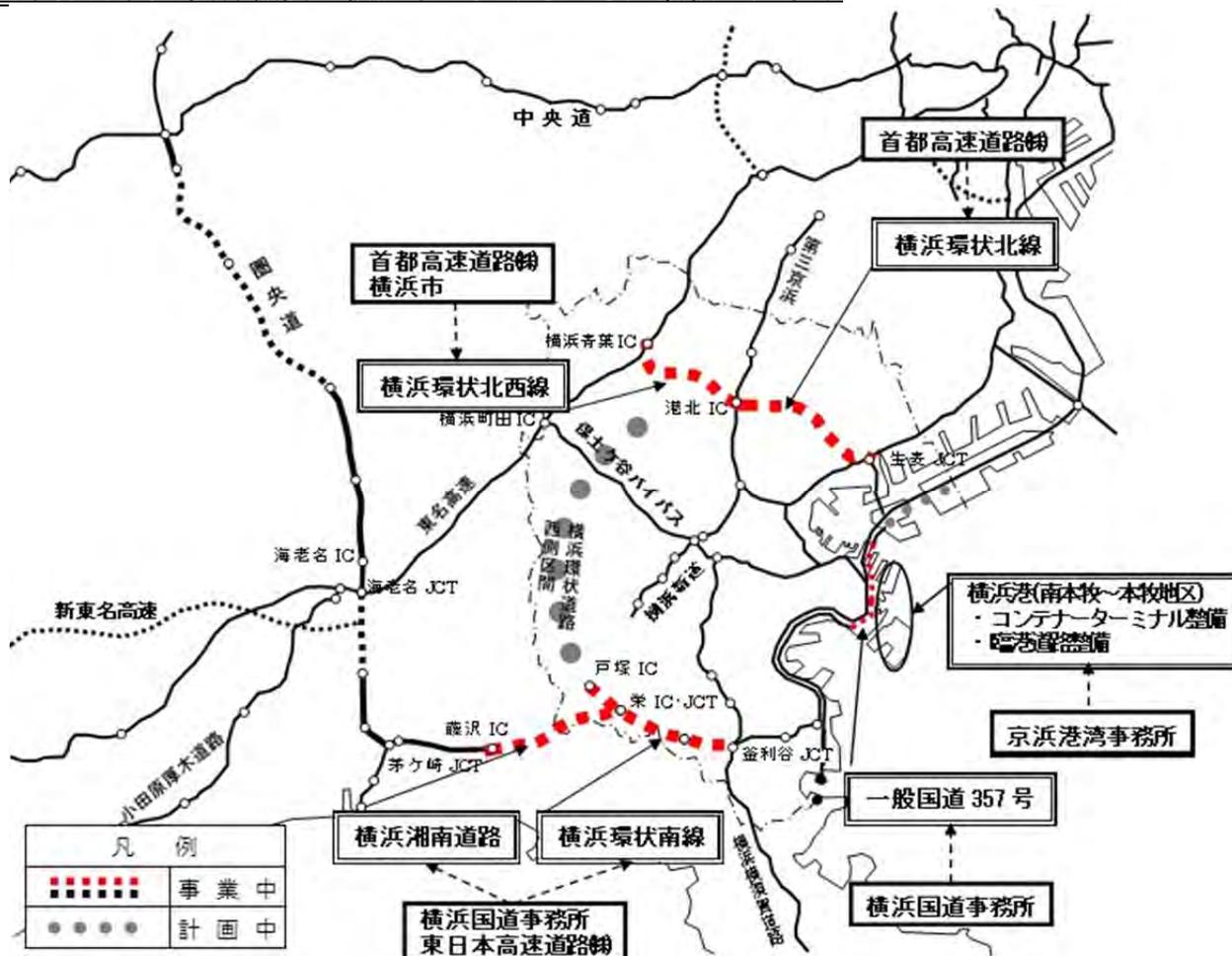
【提案内容】

本市が負担金や出資金を支出している国及び国の関係機関が実施する公共事業の発注における、**横浜市内中小企業者の受注機会の増大を図るための入札制度の更なる適用と拡充**

【提案の背景】

- ・本市では、平成 22 年 3 月に「横浜市内中小企業振興基本条例」を制定し、本市発注の公共工事で、市内中小企業者の受注機会増大の取組を推進しています。
- ・安心・安全なまちづくりには地元企業の貢献によるところが大きく、25 年度の雪害対応でも改めて地元企業の重要性が確認される中、国の公共事業においても本市と同様に地元受注の確保が必要です。
- ・特に本市が負担金や出資金を支出している国及び国の関係機関の事業においては、今後も、横浜環状北西線など、日本の国際競争力強化の一端を担う高速道路整備や港湾整備などの大規模事業が継続するため、これらの大規模公共事業においても、地元経済活性化の視点から、地元企業の受注機会の増大が必要です。
- ・本市では、市内で公共事業を発注する国や国の関係機関との連携強化を目的に「横浜市内公共事業発注者連絡会」を 23 年 9 月に設置し、市内中小企業者の受注機会の増大に取り組んできました。
- ・国土交通省において本市の工事成績等を評価する「自治体実績評価型」総合評価落札方式が複数回試行実施され、市内中小企業者が受注したほか、国の関係機関においても、同様の入札方式や、県内にある企業を対象とする入札方式を採用していただいています。
- ・今後も、国や国の関係機関においては地元発注を基本方針とし、市内中小企業者の受注機会の増大を図るため、新たな入札制度の更なる適用と拡充が必要です。

●国及び国の関係機関の横浜市における主な大規模公共事業



●今後更なる拡充が必要な各機関の入札制度

発注機関と入札制度	概要	提案
【国土交通省】 自治体実績評価型 総合評価落札方式	本市での工事成績・優良表彰・災害協定が加点評価される総合評価落札方式 (旧 地元企業実績評価型)	24年度2件、25年度3件試行実施 今後も継続して実施することを提案
【国土交通省】 技術提案チャレンジ型 総合評価落札方式	国の実績を問わず技術提案(簡易な施工計画)を評価する総合評価落札方式	25年度1件試行実施 今後も継続して実施することを提案
【東日本高速道路】 拡大指名型競争入札	本社または営業所が神奈川県内にある企業を対象とする入札方式	24年度1件、25年度1件試行実施 今後も継続して実施することを提案
【首都高速道路】 本市工事の成績を評価する総合評価落札方式	市内実績と本市工事の成績を地域の精通度として評価する総合評価落札方式	25年度に1件試行実施 今後も継続して実施することを提案

●横浜市内公共事業発注者連絡会の国等関係機関の管内(※)における発注額と市内企業受注額

	22年度	23年度	24年度
■発注額総計	約1,080億円	約960億円	約695億円
■上記のうち市内企業受注額	約37億円	約55億円	約75億円

※各機関の発注額は横浜市域外も含みます。

※集計には、国土交通省の横浜国道事務所、京浜港湾事務所、京浜河川工事事務所、横浜営繕事務所、川崎国道事務所、東日本高速道路(株)の横浜工事事務所、京浜管理事務所及び首都高速道路(株)の神奈川建設局、神奈川管理局を含みます。

緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 (国土交通省、財務省)

【提案内容】

- 1 相続税物納制度の要件緩和及び物納された国有財産の取扱いの見直し
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充
- 3 商業系用途地域内の建築物についても緑化地域制度の緑化率の規定を適用できるように、都市緑地法を改正

【提案の背景】

- ・本市では、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かな都市環境を保全・創造していくため、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を3つの施策の柱とした「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の推進に平成21年度から25年度まで取り組みました。また、計画推進のための安定的な財源として「横浜みどり税」を導入し、独自に市民に負担を求めています。
- ・26年度から30年度にかけても、「みどり税」、「みどりアップ計画」の取組を継続し、緑の減少に歯止めをかけるとともに、緑を創出する緑化の取組を強化し、緑の総量の維持、向上を目指しています。
- ・本市においては、緑の多くが民有地であることから、民有地の緑に対する施策を大幅に拡充するとともに、樹林地所有者の維持管理負担を軽減するための支援や、新たに固定資産税等の軽減制度を創設するなど、市として可能な限りの様々な取組を進めています。
- ・樹林地所有者意識調査では、所有者の半数が相続税及び将来の相続への対応が課題であると回答し、緑地保全の大きな障害となっています。
- ・都市部における緑地保全・緑化をさらに推進するため、市の取組だけでなく、国においても相続税物納制度の要件緩和や、緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充、商業系用途地域内への緑化率規定適用など、支援策の拡充を図ることを提案します。

緑の総量の維持・向上の推進にあたっての課題等

樹林地を守る

◆ 緑地を保有するには、相続時における相続税の負担が最大の課題（樹林地所有者へのアンケートから）

緑をつくる

◆ 都市緑地法の規定により、特に緑が不足している商業系用途地域において、緑化地域制度を活用できない

現 状 & 提 案

1 相続税法上、金銭で納付することが原則であるため、相続した緑地が相続税支払いのため、売却されてしまう可能性があります。

提案

- ① 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、物納可能となる要件を緩和
- ② 国有財産の買取を希望する自治体へ物納財産の1/3を無償貸付する優遇措置の復活

2 緑地を相続等した場合、土地評価の控除はあるものの、税負担が大きな課題となっています。

提案

- ① 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の相続税の納税猶予制度の創設などの負担軽減措置の拡充、借地公園として10年以上利用された土地を相続した場合の負担軽減措置の拡充、都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について譲渡所得の特別控除額の引上げ
- ② 事業用資産である土地同士を交換した場合は、譲渡所得の課税の特例が認められている（租税特別措置法第37条から第37条の4）。緑地の保全のための必要な山林と宅地等の交換にあたっては、事業用資産でなくてもこの課税の特例の適用が可能となるよう制度を見直し

3 都市緑地法の規定で、地域による適用除外の規定があるため、特に緑が不足している商業系用途地域での効果的な緑化推進が進められません。

提案

- ① 商業系用途地域内の建築物の大半を占める、建ぺい率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物についても、緑化地域制度における緑化率の規定を適用できるよう、都市緑地法を改正

	緑化率	根 拠
住居系用途地域	10%	都市緑地法、条例
商業系用途地域	5%	条例（開発協議）
工業系用途地域	13～25%	工場立地法、条例

法による規制が必要

仮に法律による規制があれば・・・

5%の緑化率で、約10haの緑化推進が確実に担保

- 商業系用途地域内の建築確認件数及び面積
件数：約422件／建築敷地面積 約195ha
（敷地面積500㎡以上：平成23～25年度）

国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備の推進 (国土交通省)

【提案内容】

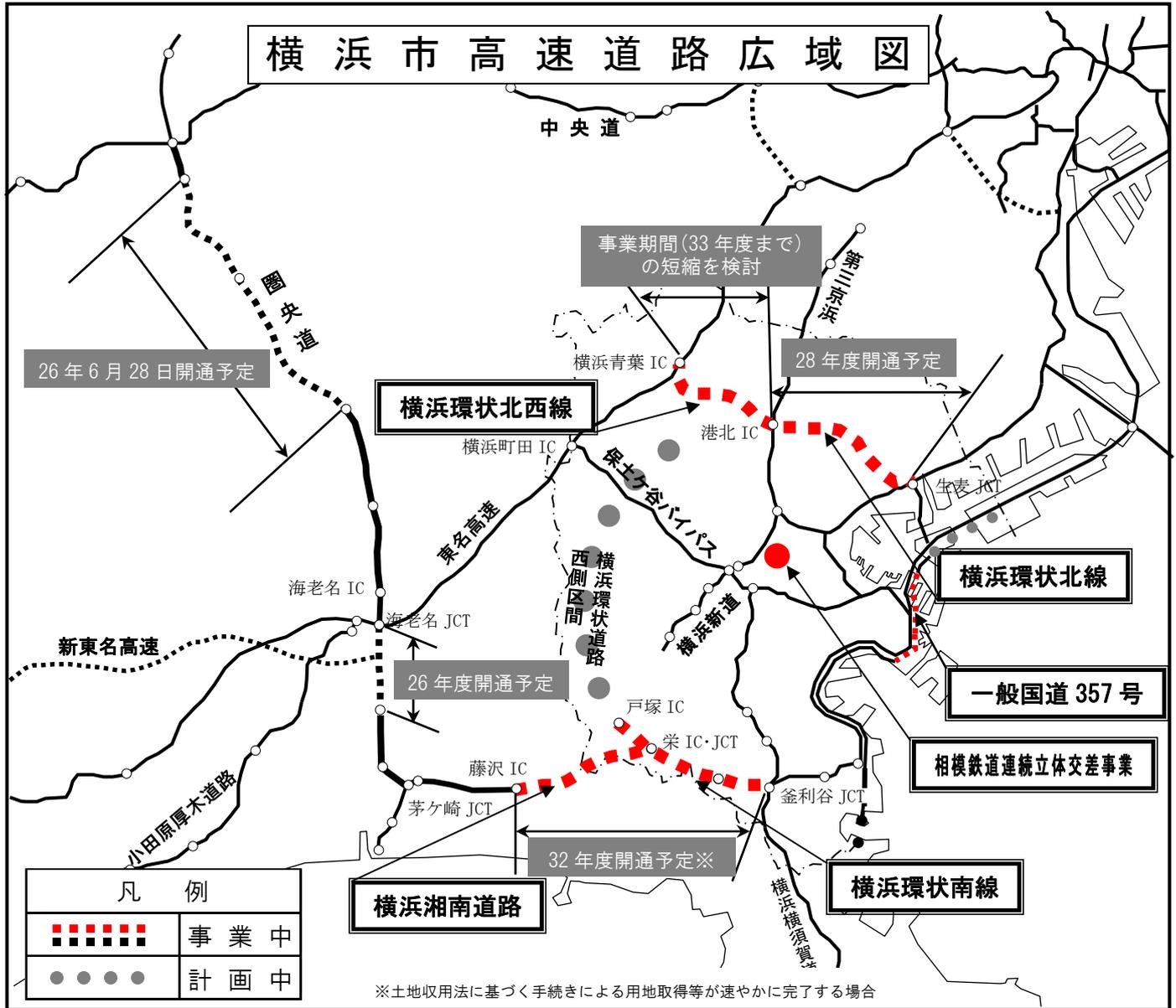
- 1 横浜環状北線を平成 28 年度に完成するための所要額確保
- 2 横浜環状北西線の工期を短縮し、北線の完成に極力遅れることなく完成するための継続的・安定的な通常補助金の所要額確保
- 3 32年度開通に向けた横浜環状南線及び横浜湘南道路の更なる整備推進
- 4 横浜環状道路と一体的に整備する必要がある関連街路及び事業の最盛期を迎えている相模鉄道連続立体交差事業に必要な社会資本整備総合交付金の所要額確保
- 5 一般国道 357 号本牧地区の 27 年度中の完成
- 6 事業の継続・安定した推進を図るため、無利子貸付金制度など事業費の平準化及び地方負担の軽減を目的とした制度の創設

【提案の背景】

- ・ 首都圏における幹線道路整備の遅れは、交通利便性や経済活動、大規模災害時の復旧活動等にも影響が及びます。国際コンテナ戦略港湾に位置づけられている「横浜港」と国土軸である「東名高速」をつなぐ自動車専用道路は、一般道では全国 1 位の交通量である保土ヶ谷バイパスのみであり、慢性的な交通渋滞が発生しています。
- ・ 東京湾臨海部には、首都直下型地震発生時における緊急輸送活動の支援業務や物流の中継基地としての役割を担う基幹的広域防災拠点が設置されていますが、保土ヶ谷バイパスが通行止めとなった場合、内陸部からのルートが確保できず、迅速な復興・復旧に致命的な支障が生じます。
- ・ このため、国際競争力の強化、国土強靱化を推進するとともに、国家戦略特区に対応した国際ビジネス拠点の形成を支える基盤整備が重要であり、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた横浜環状北線・北西線の整備が急務です。
- ・ また、圏央道の一部である「さがみ縦貫道路」が 26 年度に開通する予定ですが、圏央道の機能を十分に発揮するためには、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の着実な整備推進が不可欠です。
- ・ さらに、横浜環状道路の出入口に接続するなど本線と一体的に整備することで大きな効果を発揮する関連街路や、鉄道の安全運行を確保しつつ、鉄道事業と連携して推進するという特殊性を踏まえ、事業の最盛期を迎えている相模鉄道連続立

体交差事業は、集中的な投資を継続して行うことが不可欠です。

- ・ 国道 357 号については、特に現在事業中の本牧地区について、27 年度中の完成に向け、整備推進が必要です。



相模鉄道連続立体交差事業

(星川駅～天王町駅) ⇨

⇨ 横浜環状北線



提案の担当／道路局計画調整部企画課長
道路局横浜環状道路調整部事業調整課長

曾我 幸治 TEL 045-671-2746
中村 信治 TEL 045-671-3985

鉄道整備事業の推進（国土交通省）

【提案内容】

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組への支援や整備制度の改善
- 2 多様な駅舎改良に対応できる柔軟な補助制度の構築
- 3 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線整備事業）の推進

【提案の背景】

- ・本市では、平成 26 年 2 月に、運輸政策審議会答申第 18 号に位置付けられた高速鉄道 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）などの計画路線について、取組の方向性を示しました。
- ・26 年 4 月に、国土交通大臣が「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」について交通政策審議会に諮問しましたが、より充実した鉄道ネットワークを構築するためには、3 号線の延伸など、計画路線の事業化に向けた取組や整備制度の改善に対して、引き続き国の支援が必要です。
- ・また、本市は、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めており、駅に求められる機能が多様化する一方、バリアフリー対応や混雑緩和対策など課題を抱える駅が少なくありません。
- ・このような課題の解決に向けては、国・地方自治体・鉄道事業者が課題を共有しながら、連携した取組を進めることが重要であり、個々の駅の実状に応じた多様な駅舎改良に対応できる柔軟な補助制度の構築が求められます。
- ・神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線）については、整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、用地取得や工事を本格的に進めるなど事業が最盛期を迎えています。
- ・今後も必要な事業費を確保するとともに、国、地方自治体、鉄道運輸機構、関係鉄道事業者が連携しながら、早期開業に向け強力に事業を推進していく必要があります。

運輸政策審議会答申第18号に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当／都市整備局都市交通部都市交通課長

國本 直哉 TEL 045-671-3515

都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長

松井 恵太 TEL 045-671-2716

横浜港の国際競争力強化及びクルーズ振興に向けた重点的な施策展開（国土交通省）

【提案内容】

- 1 横浜港の国際競争力強化に必要な施策展開
 - (1) 戦略港湾重点施策（国内輸送・ロジスティクス強化）の推進
 - (2) 強制水先の対象船舶範囲の緩和
 - (3) 国費負担率の更なる引上げと対象施設の拡大
 - (4) 荷役機械（ガントリークレーン）の整備に係る補助制度の創設
 - (5) 新規ふ頭計画の事業化
- 2 クルーズ振興に向けた客船受入れ機能の強化
 - (1) 新港ふ頭9号岸壁の早期改修など
 - (2) 客船ターミナル等の整備に対する支援制度の創設
- 3 独立行政法人「航海訓練所」の本市への継続立地

【提案の背景】

- ・ 横浜港が「国際コンテナ戦略港湾」としての使命を果たすためには、国が設置した「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」の「最終とりまとめ（平成26年1月）」に示されている「集貨」、「創貨」、「競争力強化」を柱とした、より一層の重点的な施策展開が不可欠です。
- ・ 輸送コスト差等から国内貨物が積替えのため釜山港等に流出していることを防止し、戦略港湾に貨物を広域から集貨するためには、国の責務として内航フィーダーの国内輸送コストの低減など、国内輸送の競争力強化が必要です。
- ・ 加えて、戦略港湾への産業集積を促進し、貨物創出を推進するため、日本全体の成長戦略、産業政策の枠組みとして、物流施設の再編・高度化を含めたロジスティクス機能の支援策の一層の強化が必要です。
- ・ 高規格コンテナターミナルの整備を早期かつ着実に進めるために、これまで以上に国際コンテナ戦略港湾へ集中的に国の財源を投入するとともに、対象施設を拡大することが必要です。
- ・ 急速に進むコンテナ船の大型化、将来増加する貨物量に適切に対応していくため、現在整備中の南本牧ふ頭MC-3、MC-4に続き、本牧沖に計画して

いる大水深・高規格コンテナターミナルや、倉庫などのロジスティクス機能を有する新規ふ頭計画の事業化が必要です。

- ・ 大さん橋国際客船ターミナルでは、客船の大型化と寄港数増加により、船会社の希望日時に着岸できないなど、ニーズに十分に応えられない状況が生じています。さらなる客船の寄港数増加、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けて、**新たな旅客船埠頭となる新港ふ頭9号岸壁の早期改修**が必要です。また、横浜ベイブリッジを通過できない**超大型客船は、本牧ふ頭A突堤での対応**が必要です。
- ・ 旅客船埠頭の整備にあたっては、旅客の受入れに不可欠な**客船ターミナルや関連施設の整備に対する国の支援制度**が必要です。
- ・ 新港ふ頭9号岸壁は、緊急物資等輸送用の耐震強化岸壁としての役割も担うことになり、**横浜港の防災機能強化**にもつながります。
- ・ 本市に集積する国の中枢管理機能の一翼を成し、帆船日本丸事業などを通して横浜港にとって不可欠な役割を果たしている「航海訓練所」が、「海技教育機構」と統合するにあたり、**新組織の本部機能は本市に引き続き立地**することを要請します。

● 横浜港の国際競争力強化に必要な施策展開

現状				提案
国内輸送の競争力の強化	内航	課税	内航船は石油石炭税、固定資産税の課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外航フィーダーと同等の競争条件となる補助制度の創設 ・ 地方港の優遇措置の是正 ・ 船舶大型化に対する建造費補助制度の創設
		船員コスト	内航船は日本人船員を配乗させなければならず、船員費が割高	
		優遇措置	地方港では外航航路への優遇措置が講じられており、格差が発生	
		船舶大型化に対する支援	コスト低減に有効と考えられている船舶の大型化施策に対する建造費用の支援がない	
	鉄道	コンテナターミナルと貨物鉄道駅間横持ち等のコスト増の発生	鉄道やトラック輸送コスト削減への支援制度の創設	
	トラック	国道 357 号未整備による京浜港間の横持ち輸送に対する高速道路利用料金の発生	臨港地区外と同様に補助率 1/2 に引き上げ	
ロジスティクス機能の強化		臨港地区における物流施設の再編・高度化に対する共用部等への補助率：1/3	横浜川崎区においても、10,000 トン以上に緩和	
強制水先の対象船舶範囲		横浜川崎区 3,000 トン以上 東京湾区等 10,000 トン以上	負担率：7/10 以上に引き上げ	
国費負担率と対象施設		負担率：7/10 対象：係留施設で水深 16m 以上かつ耐震強化	対象：連絡臨港道路、荷捌き地、泊地、航路・泊地に拡大	
荷役機械(ガントリークレーン)の整備		埠頭株式会社による貸付金事業	補助制度の創設	

提案の担当／港湾局企画調整部企画調整課長	新保 康裕	TEL 045-671-2877
港湾局港湾経営部誘致推進課長	亀井 直樹	TEL 045-671-2919
港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課客船誘致等担当課長	江成 政義	TEL 045-671-7237
港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課長	今村 裕一郎	TEL 045-671-2874

首都圏空港の更なる機能強化（国土交通省）

【提案内容】

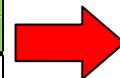
- 1 将来的な首都圏空港の更なる容量拡大・機能強化について、国の負担と責任における実施及び関係自治体の意見の反映
- 2 周辺環境への影響についてのきめ細かな対策の実施
- 3 就航路線決定における関係自治体の意見の十分な反映

【提案の背景】

- ・ 国家戦略特区に対応した国際ビジネス拠点の形成に向け、将来的な首都圏空港の更なる容量拡大や、深夜早朝便の有効活用に向けた羽田空港へのアクセス改善など、機能強化は推進すべきですが、地方自治体に負担を強いることのないよう、国の負担と責任における実施及び関係自治体の意見の十分な反映が必要です。
- ・ 特に、周辺環境へ影響を及ぼす航空機騒音などについて、地域住民や関係自治体の意見を踏まえ、きめ細かな対策を講じることが必要です。
- ・ また、平成26年3月に、本市がこれまで要望してきた昼間時間帯にASEAN、更には世界各地への就航が概ね実現されましたが、市内企業が今後、ますます羽田空港を利用し、海外事業展開を図りやすくするため、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定を好機ととらえ、国内外からの誘客を促進するために、増枠の実施に際しては、関係自治体の意見の十分な反映が必要です。

■羽田空港における発着枠の推移について

	内陸種別	平成22年10月時点 (D滑走路供用開始)		平成25年3月時点		平成26年3月末 (現況)	
		便	(万回)	便	(万回)	便	(万回)
昼間時間帯 (6～23時)	国内線	413	(30.1)	472	(34.0)	472	(34.0)
	国際線	40	(3.0)	40	(3.0)	80	(6.0)
深夜・早朝時間帯 (22～7時)	国内線	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	国際線	40	(3.0)	40	(3.0)	40	(3.0)
発着便数(回数) 計	国内線	413	(30.1)	472	(34.0)	472	(34.0)
	国際線	80	(6.0)	80	(6.0)	120	(9.0)
	昼間計	453	(33.1)	512	(37.0)	552	(40.0)
	深夜・早朝計	40	(3.0)	40	(3.0)	40	(3.0)
	合計	493	(36.1)	552	(40.0)	592	(43.0)*



将来

首都圏空港
の更なる
容量拡大
機能強化

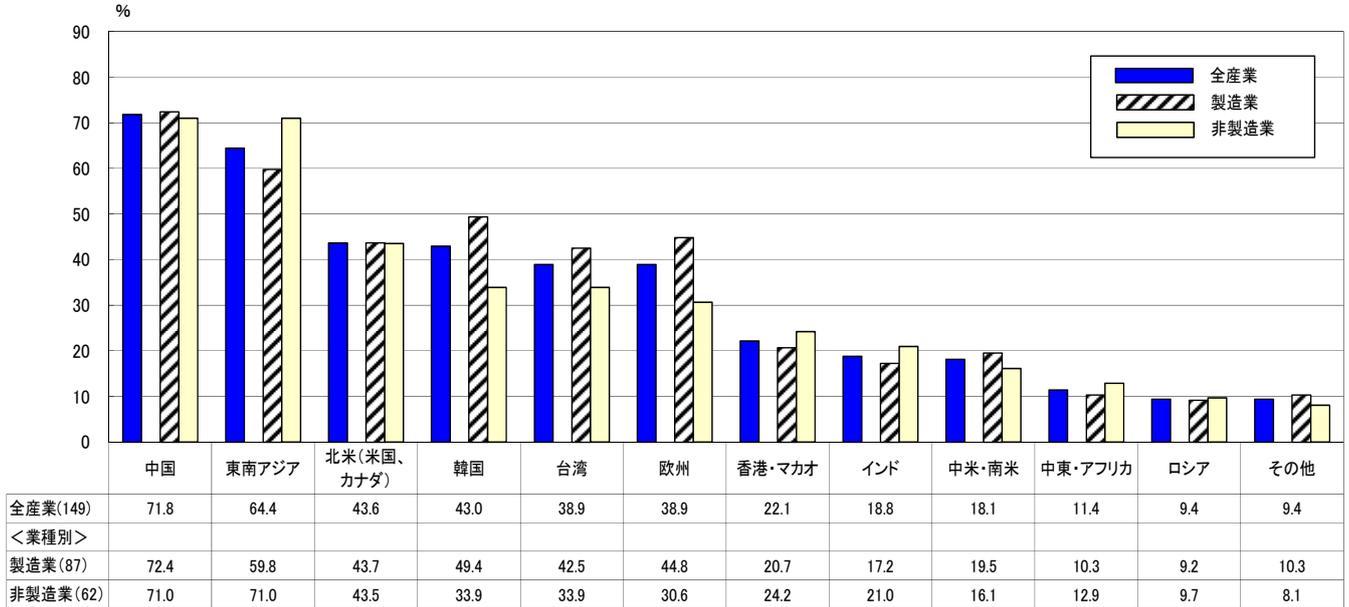
**国の負担
と責任で**

※ 深夜早朝時間帯においては、別途1.7万回/年(23便/日)が国際チャーター及び国際貨物便などの枠として設定されている。

■羽田空港国際化後に行った市内企業に関する調査の結果について

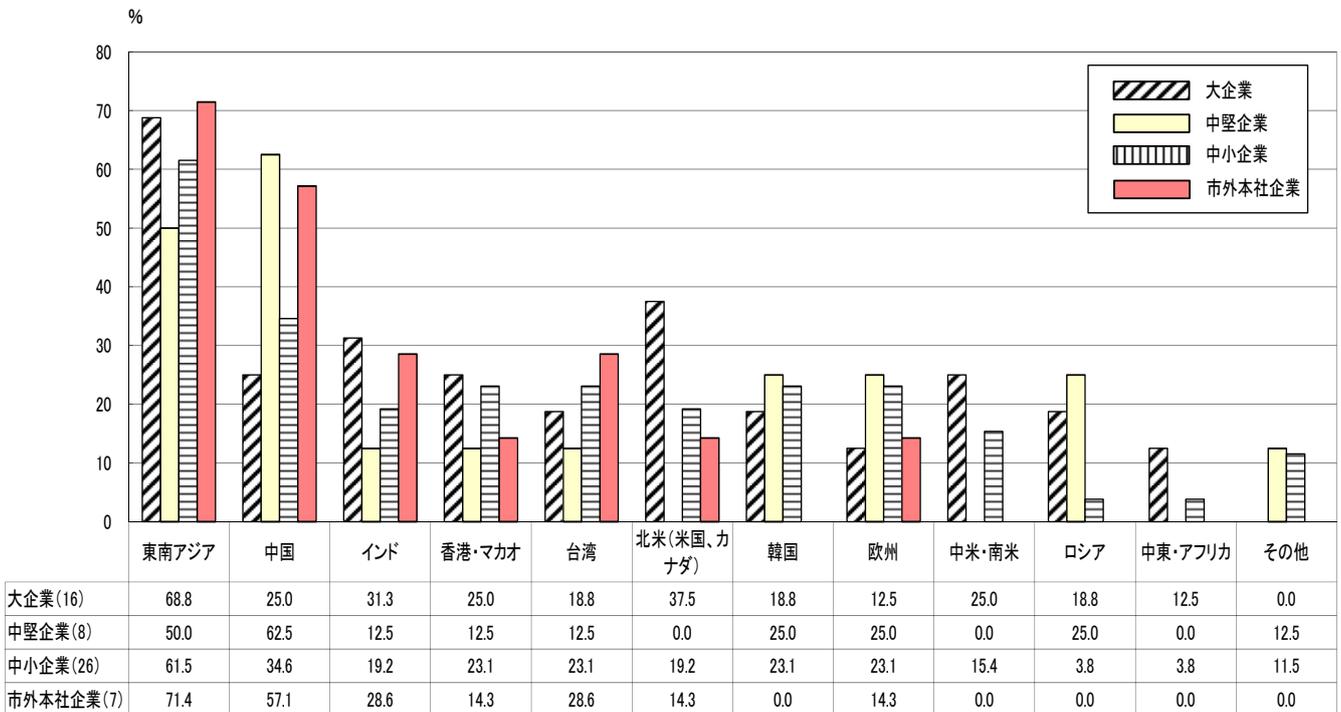
○質問：市内企業における現在、海外で展開している地域

※横浜市内企業・市内に事業所を置く企業 1,000 社を対象にアンケートを実施。回収数 503 社のうち、海外事業について展開または検討している企業は 441 社（平成 26 年 3 月調査）



※東南アジアは「タイ」、「ベトナム」、「シンガポール」、「マレーシア」、「インドネシア」、「フィリピン」、「ミャンマー」、「ラオス」、「カンボジア」が含まれる。

○質問：今後（3年程度）、海外事業規模の拡大を検討している地域



提案・要望事項府省別一覧

内閣官房

- ・国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化 p1
- ・文化芸術施策の強化 p3
- ・MICE分野のアジアにおける国際競争力強化 p5

内閣府

- ・国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化 p1
- ・地方分権改革の推進 p7
- ・「特別自治市」の早期実現 p9
- ・社会保障・税番号制度の円滑な導入及び普及 p11
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等 p13
- ・待機児童解消及び新制度施行に伴う量的拡充と質の改善 p15
- ・防災対策、震災対応の推進 p17

総務省

- ・地方分権改革の推進 p7
- ・「特別自治市」の早期実現 p9
- ・社会保障・税番号制度の円滑な導入及び普及 p11

法務省

- ・居所不明児童対策の強化 p21

外務省

- ・地方公共団体・地元企業の海外展開支援に向けた制度拡充 p23

財務省

- ・市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等 p13
- ・緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p55

文部科学省

- ・文化芸術施策の強化 p3
- ・地方分権改革の推進 p7
- ・待機児童解消及び新制度施行に伴う量的拡充と質の改善 p15
- ・防災対策、震災対応の推進 p17
- ・居所不明児童対策の強化 p21
- ・小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p25
- ・国家プロジェクトを担う研究機関における環境の充実 p27
- ・公共施設の老朽化、防災及び安全対策の推進 p47

厚生労働省

- ・ 地方分権改革の推進 p7
- ・ 社会保障・税番号制度の円滑な導入及び普及 p11
- ・ 待機児童解消及び新制度施行に伴う量的拡充と質の改善 p15
- ・ 防災対策、震災対応の推進 p17
- ・ 居所不明児童対策の強化 p21
- ・ 若者自立支援のための地域若者サポートステーション事業の充実 p29
- ・ 放課後児童健全育成事業の充実 p31
- ・ 自立を促し市民から信頼される生活保護制度への転換と重層的な生活困窮者支援 p33
- ・ 国民健康保険の財政調整機能の見直しの実施及び都道府県単位化における柔軟な制度設計 p35
- ・ 介護保険制度に係る改善 p37
- ・ 子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 p39
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に資する基盤整備 p41

経済産業省

- ・ 地方分権改革の推進 p7
- ・ 防災対策、震災対応の推進 p17
- ・ パーソナルモビリティの実用化及び燃料電池自動車の普及 p43
- ・ 容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し p45

国土交通省

- ・ MICE分野のアジアにおける国際競争力強化 p5
- ・ 地方分権改革の推進 p7
- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等 p13
- ・ パーソナルモビリティの実用化及び燃料電池自動車の普及 p43
- ・ 公共施設の老朽化、防災及び安全対策の推進 p47
- ・ 住宅地の再生に向けた土地利用誘導の実現 p51
- ・ 国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業の受注機会の増大 p53
- ・ 緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p55
- ・ 国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備の推進 p57
- ・ 鉄道整備事業の推進 p59
- ・ 横浜港の国際競争力強化及びクルーズ振興に向けた重点的な施策展開 p61
- ・ 首都圏空港の更なる機能強化 p63

環境省

- ・ 防災対策、震災対応の推進 p17
- ・ 容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し p45

防衛省

- ・ 地方分権改革の推進 p7
- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等 p13

ヨコハマ
トリエンナーレ
2014

G30 のその先へ
ヨコハマ3R夢!
ス リ ム

交差する、人・アート・文化



東アジア文化都市
2014横浜
Culture City of East Asia
2014, YOKOHAMA

横浜市 政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2951

この提案・要望書は下記のホームページアドレスでご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/teian/>